

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
1	<p>1、生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例(案)自体は、有料化するという以外はごく普通の文面で、問題はないと思います。</p> <p>2、有料化の金額は意見の対象外といつても、おかしな話ですが、参考に意見を述べます。生駒市立体育館の半面3時間は、市内小中学生スポーツ団体では1890円の半額で945円です。これをさらに半額にして500円というのが条例案です。空調の電気代以外に、維持費が急騰したケースがあるのでどうか?通常の維持費は急騰していません。結局は有料化という名目だけが根拠だと思うほかありません。それならば、学校体育館の市内小中学生スポーツ団体では1000円の三分の一である300円にすべきです。市内小中学生スポーツ団体が学校体育館を取り合いしているとか、独占しているとか、いうような事態は存在しません。市内小中学生スポーツ団体が減少・縮小しているのが現実です。有料化という名目だけなら、三分の一の金額でも十分すぎます。</p> <p>3、運用細則は、提示されていませんが、説明会の説明をもとに、意見を述べます。活動拠点校を1校にするという点は理解します。活動拠点校使用可能団体として、「使用に際しては、使用する学校の校区に在住、在勤、在学する利用者が半数以上含まれることとします。」の部分に関しては大反対です。市内小中学生スポーツ団体で、この要件を満たす団体はほぼ存在しないでしょう。生駒南第二小学校や生駒北小中学校を拠点としている市内小中学生スポーツ団体が「半数以上」という要件を満たすことは不可能です。市内小中学生スポーツ団体については、「半数以上」という要件は撤廃すべきです。以上。</p>	<p>条例案についてご理解を賜り、また貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。ご指摘いただきましたとおり、市民の皆様が主体的に取り組むスポーツ活動は、子どもたちの健全育成はもとより、生涯にわたる健康づくりや、地域コミュニティの活性化に不可欠なものであり、その活動を幅広い世代や分野にわたって支えることは、本事業の重要な目的の一つであります。学校体育施設の開放を今後も安定的に継続していくために、慎重な検討のうえで使用料を設定させていただきました。</p> <p>使用料の設定の目的は、単なる収益確保ではなく、事業にかかる経費の一部を受益者(使用団体)の皆さんにご負担いただくという「受益者負担の原則」に基づいています。料金算定の根拠として、「通常の維持費は急騰していない」とのご指摘をいただきましたが、以下の経費負担が生じています。学校体育施設開放事業で使用される光熱水費が、学校教育に必要な経費として予算化されている経費から支出されており、経済的負担となっています。また、使用に係る申請や調整、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担うべきではない業務が発生し、学校教員の勤務上の負担になっています。学校体育施設開放事業は、学校教育ではなく、社会教育として、学校教育の施設をお貸しいただいて実施しているのです。よって、申請等の事務については、学校を通さずに行なう必要があります、そのため、申請や鍵のデジタル化といった新たな運営システムを導入し、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付等への対応にあたる必要があります。これらの光熱水費や人件費は、今まで学校教育にかかる経費の中に混在し、可視化されることはありませんでした。しかし、これらの負担が大きくなり、このままでは、学校施設をお貸しいただくことが難しくなる可能性も出てきました。のために、受益者の皆さんに一部をご負担いただき、事業を継続して実施していきたいと考えています。</p> <p>小中学校体育館を3時間使用された場合の使用料を1,000円(指導者の元で運営されている市内在住・在学の中学生以下の者で構成された団体は500円)としたのは、予約システムの学校体育施設開放分の運営に係るランニングコストが年間約35万円、電子錠の運営に係るランニングコストが年間約110万円、使用申請等の事務を、学校を通さずに行なうために、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付、各施設の状態の確認、電子錠トラブルへ等への対応にあたる経費として年間約415万円を見込んでおり、これらを使用コマ数(設定コマ数から学校行事などを差し引いた想定使用コマ数)で按分し算出したところ、約1,500円となり、学校体育施設は、社会体育施設と比べて、施設の設備状況や施設の清掃・整備を従来から使用団体の皆さんにお願いしており、今後もお願いなければならぬことを鑑み、社会体育施設よりも安価となるよう設定したものです。この使用料は、事業継続に不可欠な最低限の経費です。</p> <p>7月16日に実施させていただきました現在学校体育施設を使用しておられる団体の方々への説明会でいただいたご意見を踏まえ、団体要件についても見直しを行いました。特に、青少年団体における校区要件については、「原則」とし、柔軟な運用が可能となるよう改めています。今後も実際の運用状況を見ながら改善に努めます。なお、説明会にご参加いただいた団体各位へ、9月1日付でパブリックコメントのご案内と共に、資料を郵送しております。</p>
2	<p>私は生駒市在住の一市民として、本条例案に意見を表明いたします。まず、生駒市スポーツ推進条例および市民憲章の理念に照らすと、市民が等しく安全で健全なスポーツ環境を享受することは基本的权利です。そのため学校体育施設の利用は市民全体で支えるべきであり、使用料や冷房器具使用料などを利用者だけに課すこととは、市の理念に反するものではないでしょうか。これらの費用は市民税で補填すべきであり、市民に追加の経済的負担を強いることには強く反対します。また、他の市の先進事例を見ても、生駒市案の方向性は再考の余地があります。たとえば、船橋市では体育館空調の利用を無料で試行しており、利用者に追加負担を課さない運営を行っています。朝霞市でも市内の小中学校体育施設を登録団体に無償で開放しており、市民が平等に利用できる仕組みを整えています。これらと比較すると、生駒市が使用料徴収を前提とすることは、市民のスポーツ参加機会を制限する懸念があります。さらに、本条例案では「教員業務の軽減」を目的としてデジタルシステム導入が示されていますが、実際の現場では申請手続きや管理業務が複雑化し、教員や体育館管理者の負担増が懸念されます。目的と現実が乖離した制度設計では、教育現場にも地域利用者にも混乱を招く恐れがあります。地域スポーツや子どもたちの健全な育成の機会を守るためにも、使用料および冷房器具使用料の徴収については再検討を強く要望します。市民負担ではなく、市民税による公平で持続的な運営こそが望ましいと考えます。</p>	<p>貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。ご指摘いただきましたとおり、市民の皆様が主体的に取り組むスポーツ活動は、子どもたちの健全育成はもとより、生涯にわたる健康づくりや、地域コミュニティの活性化に不可欠なものであり、その活動を幅広い世代や分野にわたって支えることは、本事業の重要な目的の一つであります。学校体育施設の開放を今後も安定的に継続していくために、慎重な検討のうえで使用料を設定させていただきました。</p> <p>学校教育施設としての学校体育施設の整備や空調設備の導入費用等については、公費により行なっていますが、地域の団体の方々が、学校体育施設を占有使用されるにあたっての経費の全てを公費で賄うことは公平性の観点から慎重な検討が必要です。市民税で全額を賄おうとすれば、他の市民サービスが圧迫される可能性もあり、また、使用的有無にかかわらず、全市民が等しく負担することになります。本市としては、使用される皆さんに、事業実施に係る必要経費の一部をご負担をいただきことで、事業自体を将来にわたって継続していきたいと考えています。</p> <p>他市の取り組みについて情報提供いただき、ありがとうございます。本市も他市の事例を参考に検討を重ねましたが、学校体育施設を使用している団体数や社会体育施設の整備状況等各自治体の状況は異なります。本市においては、これまでの学校教員の負担軽減と施設の管理・運営上のデジタル化を優先的に進め、事業継続に不可欠な最低限の経費をご負担いただくこととしました。</p> <p>本条例案でめざすデジタルシステムの導入は、単に手続きをオンライン化するだけでなく、申請・予約から、使用承認、鍵の開錠・施錠、といった一連の業務をシステム上で完結させ、学校教員の手を介さない仕組みを構築することを目的とし、窓口は外部に設けます。</p> <p>小中学校の体育館は、学校生活において、授業や行事など使用頻度が高く、また、災害時には避難所として利用される施設であることから、学校教育上の子どもたちの体育館での活動中の熱中症等の予防と、避難者の方々の体調管理のために、空調設備が整備されました。学校体育施設開放事業におきましても、この空調設備を使用させていただこうと実際にかかる電気代等の算出を行なったところご案内の金額となりました。空調使用料金につきましては、電気代等の料金改定に伴い対応してまいります。</p>
3	<p>(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例について、以下のとおり意見を申し上げます。まず、制度の導入時期や進め方についてです。事業の趣旨や方針は概ね理解できますが、今回の進め方は拙速であり、利用団体に大きな混乱を与えていました。初年度は使用時間帯の整理や利用実態の把握を行い、その後で2年目から使用料を徴収するといった段階的な導入が望ましいと考えます。数年かけて丁寧に制度を整備していくことを求めます。また、多くの利用団体はボランティアによって活動が支えられています。そのような実情を踏まえずに急ぎ制度を実施することは、利用者に過度な負担を強いるものであり、適切とは言えません。市におかれましては、現場の声に耳を傾け、実態に即した運用を検討いただき存じます。次に、使用料の還付についてです。パブリックコメント資料では「既納の使用料については還付しない」とされていますが、市が管理する体育施設では「1か月前までのキャンセルは全額還付、1週間前までは半額還付」といった柔軟な対応がなされています。学校体育館の利用においても、急な試合日程の決定など、利用者側で調整できない事情が発生することがあります。そのため、既納使用料の還付についても、市の体育施設と同様の基準を設けるなど、再考をお願い申し上げます。</p>	<p>本市が、使用にあたってのルールの統一化や使用料の設定等、今回の見直しを急ぐ背景には、以下の通り事業継続に関わる差し迫った課題があることをご理解いただきたく存知ます。</p> <p>すでに学校現場では働き方改革が求められる中、本来学校教員としての業務ではない、学校体育施設開放事業の使用調整や鍵の管理といった業務が学校教員の大きな負担となっており、早急な改善が必須の状況です。</p> <p>学校体育施設を団体の皆さんに使用される際の光熱水費については、学校に配当されている学校教育に必要な経費の中から支出されています。使用量を測るメータが学校内の各施設ごとに設置されておらず一括で測量されているため、学校体育施設開放事業での使用料算出は困難ですが、いくばくかは学校へ充当しなければならない状況です。</p> <p>これらの課題を放置すれば、事業そのものの縮小や停止につながりかねません。そのため、システムの導入と使用料をご負担いただくことによる持続可能な運営体制への移行を、できる限り速やかに実施する必要があると判断いたしました。</p> <p>団体の活動が、ボランティアにより支えられている実情も認識しております。条例では、大枠の規定となりますが、その後に規則や使用の手引きを作成し、使用料の還付に関することも定めてまいります。今回のパブリックコメントでは、予約方法や使用料の支払方法、キャンセルや還付の基準について、様々なご意見をいただきました。それらのご意見や、社会体育施設の例を参考に調整してまいります。</p>

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
4	現在検討されている「学校休業日における体育館・運動場の有料化」について、強い懸念を持ち意見を申し上げます。学童に子供の保育をお願いしている身として、土曜日や長期休暇中(春休み・夏休み・冬休み)に学校の運動場や体育館を利用できることは、子どもたちの健全な成長に欠かせないものです。安全に遊び・運動できる場所が確保されていることで、子どもたちは体力づくりや仲間との交流を深めることができます。もし有料化されてしまうと、学童としては日常的に利用することが難しくなり、結果として子どもたちが自由に身体を動かせる場を失うことになります。特に共働き家庭の子どもにとっては、安心して過ごせる居場所が減ってしまうことは大きな問題です。子どもたちの健やかな成長のために、これまで通り学校休業日も運動場や体育館を無料で利用できるよう、ご配慮いただきたくお願い申し上げます。	
5	現状での開放を見直す必要があることについては理解します。私自身も団体として体育施設を利用しており、大変助かっておりましたが、今後利用料が発生することになった場合、利用に関しては団体での相談が必要ですが仕方のないことだと思います。しかし子どもの利用については話が別だと思います。学童の子どもたちが学校休業日だから運動場で遊べないと言うのはかわいそうです。自分の通う学校でなぜ遊べないのか。なんのため、誰のために必要な条例なのか、きちんと検討していただきたいと思います。	
6	学童利用者も運動場が有料になると聞きました。学童は働く親のために子どもを保育してもらう施設です。共働きの家庭も増えており、少子化の中でも学童利用者は多いです。そんなたくさんの子ども達が利用する学童の最大の遊び場である運動場を有料化することは子ども達がのびのび育つ環境を縮小させ、働く親の家計を圧迫させかねない重大な問題です。子ども達がさまざまな経験をする上で欠かせない場所です。そのために学童利用者は今まで通り無償で運動場を利用できるようお願いしたいです。ご検討よろしくお願いします。	
7	学童の子供たちの運動場使用については今まで通り認めていただきたいです。休暇中1日の大半を学童で、過ごす子供たちの健やかな成長の為にご検討を何卒お願ひ致します。学校外団体への貸し出しや、鍵の紛失については市内共通ルールとして整備は必要だと思います。	
8	今まで通り学童児は無料で自由に運動場を使わせて欲しい。このまでは子どもたちの遊び場が無くなってしまいます。ただでさえ、学童児は親の都合で他の子が休みでも学童に登所すると言う負担を抱えている。その子たちから、せめてもの楽しみを奪わないで欲しい。	学童保育所の学校体育使用の使用状況につきまして、各学校の学童保育所で、どのように学校体育施設を使用しているかの調査を行いました。日常的に使用しておられる遊具は、体育施設の占有箇所から外れますので、今まで通りお使いいただけます。今まで、学童保育所が体育施設を占有使用される際には、日程が決まっている場合は事前に予約され、学校休業日などは日々の空き状況を見て使用されていると把握しておりますので、変わりなく使用いただけると考えています。施設使用料については、学童保育は児童福祉法に基づき実施している施策であるため、かかりません。
9	本条例は致し方ないと思うのですが、学童も対象なのでしょうか。子育て支援に力を入れている生駒市が、学童も対象とするわけないと思っています。しかし、念のため意見します。学童は対象から外してほしいです。	
10	子供が学童に通っています。夏休みや冬休みなど、子供たちは運動場で元気いっぱいに遊んでいます。それを大人の都合で使用できなくなるのはあまりにかわいそうです。せめて子供たちだけでも、自由に使用させてあげてください。よろしくお願いします。	
11	こどもが小学生で学童を利用しています。金銭面で負担が生じるなら、金額によっては学童の利用を辞めるかどうか検討しなければと思っています。金銭的な負担が必要なら、実際にかかる維持費の詳細を掲載していただき負担額の根拠を示していただきたいです。	
12	娘が小学校の学童を利用しています。長期休暇などで学童で過ごす時間が多い中、小学校の運動場で遊ぶ機会はとても楽しみにしています。運動もたくさんできるところで、健康面でも大変お世話になってます。少ない予算で学童を運営してくださってますので、運動場が有料になると外遊びができないとのことです。子どもたちの心身の健康のためにも外遊びはできる限りしてもらいたいので、学童での体育施設の無料料の検討をお願いします。	
13	子どもを学童に通わせてるものです。春、夏、秋、冬休みのグラウンドの使用にお金がかかるのは困ります。こちらの案には反対です。	
14	学童の子どもたちは、今まで通り土曜日も長期休暇も無料で自由に遊べるようにしてください！	
15	なぜ、学校毎にルールが違ったら、混乱しているのですか？どこから苦情がでたのですか？学校の休みの期間なら、学校職員以外で対応すれば、いいのでは。小中学校の施設は、基本、小中学生のためのものだと思いますので、学童含め、小中学生が他の団体の申請に関わらず、優先されるのなら、いいと思いますが。なぜ、困っているのか、具体例がないので、わからなすぎます。学校ごとに、ルールが違ったら、なぜ困るのか、誰が困るのか、説明が必要でしょう。	現在、学校体育施設を使用できていない地域団体の方々から、使用申込方法が不明確で使用したくても使用できない、使用している団体が特定されており公平性に欠けるとの指摘をいただいている。学校体育施設は、学校教育のための施設ですので、学校の行事や部活動は、優先されます。学童保育所の学校体育使用の使用状況につきまして、各学校の学童保育所で、どのように学校体育施設を使用しているかの調査を行いました。日常的に使用しておられる遊具は、体育施設の占有箇所から外れますので、今まで通りお使いいただけます。今まで、学童保育所が体育施設を占有使用される際には、日程が決まっている場合は事前に予約され、学校休業日などは日々の空き状況を見て使用されていると把握しておりますので、変わりなく使用いただけると考えています。施設使用料については、学童保育は児童福祉法に基づき実施している施策であるため、かかりません。

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
16	<p>学校側の管理が大変な事は理解した上で、使用側からの意見です。現実を全て知っている訳ではないですが、今回の改訂は何のために使用料が発生するのか、何故その学校に通っている子供が活動するのに、制限をかけられてしまうのか、理解できません。現在、学校のグラウンドや体育館で活動するチームのみ負担が発生し、地域の公園等は管理の対象外になり今まで通りで使用できる等、不公平な点がたくさんあると思います。私はグラウンドを利用するチームに属していますので、グラウンドについての改訂しか分かりませんが、利用料が新たに発生しますが、現在グラウンドは自分達で整備して使用させてもらっている事に変更はないと聞いています。使用料を取っている市内の他のグラウンドは、管理人さんがおられ、定期的にグラウンド整備がなされていると思います。小学校のグラウンドの利用料は何に使われるのでしょうか？そこがはっきりしないのは腑に落ちません。予約のシステムや、支払い方法、キャンセル規定などきちんと整備し、利用料徴収の明確な理由など、使用者が納得できる説明が頂きたいです。見切り発車は市としてあり得ないと思います。ご検討よろしくお願ひいたします。</p>	<p>学校体育施設の運動場使用料は、社会体育施設のように指定管理事業者を配置し、体育施設としての専門的な整備を行う費用に充当されるものではありません。ご負担いただきた使用料は、学校体育施設開放事業全体の運営費である申請・予約から、使用承認、鍵の開錠・施錠といった一連の業務をシステム上で完結させ、外部に対応窓口を設け、学校教員の手を介さない仕組みに資する共通経費や光熱水費や施設の維持管理に充てられます。学校体育施設開放事業は、本来学校教員の業務ではないことを学校教員の方々が担っておられたうえで成り立っていたことや、光熱水費などが、学校教育費として学校に配当されていた経費から支出されていたため、こうした経費が可視化されることはありませんでした。しかし、こうした状況に限界が生じ、このままの実施方法では、学校体育施設開放事業の継続も危ぶまれる状況となっています。</p> <p>学校体育施設開放事業は、学校教育の施設を地域に開放いただき、社会教育として学校からお借りして実施しています。使用にあたっては、地域の団体が当該時間帯を占有し使用されることになり、先にお示しいました事業運営にかかる経費の一部を受益者の方々にご負担いただき運営に充てていくものです。</p> <p>使用者の皆さまが自主的に運動場の整備にご協力いただいていることに、深く感謝申し上げます。</p> <p>今後も、学校体育施設は、学校教育施設としての、大規模な修繕や安全管理は市と学校が担います。</p> <p>社会教育として地域の方が学校体育施設を使用された際には、これからも、整備のご協力をお願いすることになります。</p> <p>公園の利用との不公平感については、公園と学校施設では、設置目的や管理責任、整備水準が異なることをご理解ください。学校施設は、児童・生徒が安全に教育を受ける施設として、防犯管理や鍵管理など、公園にはない管理体制が必要となります。</p> <p>条例では、事業の大枠を定めることとなり、予約のシステムや、支払方法、キャンセルの規程等につきましては、今後、規則や使用の手引きを作成しご案内することとなります。</p>
17	<p>この案には反対です！運動場など放課後や学童で使用する時も料金かかるのですか？学童は学校の敷地内でしか遊べないし、長期休みなども、在学中の子供達も遊びに来たりもすると思います。学校別で問題があるのはわかりますが、統一できないのですか？統一できたらその問題は解決できると思います。鍵紛失などは、借りた人達が鍵をかえるなど、何か問題を起こした人達が責任取るべきです。使用的手続きなど先生の負担になると書かれていますが、学校あいてるときに手続きに行くのも負担ですか？放課後など怪我や揉め事などある時は先生が来てくれたり、子供が言いに行ったりとは聞きました。それも負担という事で働き方改革の一環になるのでしょうか？私も放課後に先生に相談して来てもらったことがあります。色々動いて下さり、お手数おかけしました。負担にはなったと思い申し訳無いと思ってますが、すごく心強かったです！手続きに行ったことはないのですが、そんなに時間とらしてしまうのですか？体育館の空調設備は子供達にとっても先生らにとっても良いとは思います。その分の費用捻出できないぐらい予算ないんでしょうか？光熱費の高騰は分かりますが、夜使用するなどの時は電気とかかかると思うのでそれはあってもいいと思いますが、昼間など遊ぶのに何がかかるのでしょうか？昼間も利用料とらないといけないぐらい、生駒市は費用が無いのですか？運動場の整備などあるとは思いますが、学校、学童、在学生が遊ぶ場所として利用料払わないと開放はしないという事でしょうか？この案が出る事自体不思議です。</p>	<p>ご心配をおかけし申し訳ございません。この度導入を検討している使用料は、現行の学校体育施設開放事業に基づき、地域の団体が学校休業日や放課後の特定の時間帯に占有使用する場合に適用されるものです。</p> <p>学校の管理のものにある在校児童・生徒の活動は、学校教育の一環としての活動であるため使用料は発生しません。</p> <p>学童保育所の学校体育使用の使用状況につきまして、各学校の学童保育所で、どのように学校体育施設を使用しているかの調査を行いました。日常的に使用しておられる遊具は、体育施設の占有箇所から外れますので、今まで通りお使いいただけます。今まで、学童保育所が体育施設を占有使用される際には、日程が決まっている場合は事前に予約され、学校休業日などは日々の空き状況を見て使用されていると把握しておりますので、変わりなく使用いただけると考えています。施設使用料については、学童保育は児童福祉法に基づき実施している施策であるため、かかりません。</p> <p>今回の使用料の設定は、学校体育施設を地域に開放いただき、社会教育として学校施設をお借りし、地域の団体の方々が占有使用される事業の必要経費の一部を受益者負担として使用団体の方々にご負担いただくものです。</p>
18	<p>今までの施設の光熱費や管理費はどこから支出されていたのか。これから施設使用料は市か学校のどこに入るのか。利用料だけで賄えるのかまた余剰分が出た場合は何に使用されるのか。これから中学生の土日のクラブ活動も地域スポーツクラブに移行しようというタイミングで使用料を取るとなれば新しいチームを作ることへの障壁になるのではないか。</p>	<p>学校体育施設開放事業で使用される光熱水費は、学校教育に必要な経費として予算化され、学校に配当されている中から支出されていました。光熱水費の使用メーターは各施設ごとに設置されており、一括なので、実際に学校体育施設開放事業で使用されていた経費を算出することはできません。施設の維持管理に係る経費も、同様です。事業実施にあたっては、学校体育施設開放事業で使用される光熱水費の他、使用に係る申請や調整、使用団体の把握、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担うべきではない業務を、学校教員の善意により担ってきた状況があり、この人件費についても学校の経費に包含されています。使用料は市の歳入となり、歳出として、使用申請等の事務を、学校を通さずに行うために、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付、各施設の状態の確認、電子錠トラブルへ等への対応にあたる経費として年間約415万円、予約システムの学校体育施設開放分の運営に係るランニングコスト年間約35万円、電子錠の運営に係るランニングコスト年間約110万円を見込み、結果、総額で年間約560万円が運営に係る経費と見込んでおります。年間想定使用料徴収額を、ここ数年の使用状況から約385万円と見込んでおり、全額を使用料で賄えるものではありません。歳入が歳出を超えた場合は、学校へ光熱水費や施設整備費として充当します。中学校の部活動が地域移行を進める重要な時期であることは認識しており、地域スポーツクラブの活動が阻害されることのないよう、配慮してまいります。</p>
19	<p>現在利用させていただいている小学校体育館に、チームの道具を置かせていただいているところです。そちらは、引き続き置かせていただけるのでしょうか？また、別の団体が同じ競技で使用するとき、自チームのものを貸すことになるのでしょうか？（バレーボールのボールです。他の道具は、鍵付きのケースに入っています。）現在、各体育館の使用時間が違いますが、一律同じ時間で貸していただけるのでしょうか？体育館の大きさに関わらず、同じ金額になったのはなぜですか？エアコン使用料が高すぎると思います。</p>	<p>現行の学校体育施設開放事業においても、道具の保管について規定しているものではなく、教育委員会として認可するものではありませんことご承知ください。</p> <p>今回の使用料の設定は、受益者の方々に学校体育施設開放事業実施に必要な経費の一部をご負担いただき、事業全体を維持していくための措置として設定しておりますことから、体育館の大きさが学校によって若干異なりますが一律の使用料としております。</p> <p>また、学校体育施設は、社会体育施設のように、建設当初からコートの面数を想定し設計しているのではないかため、再度各学校の体育館や運動場の競技別のコート配置などを調査した結果、学校ごとに異なる面積であっても競技が行えるコート数に大きな違いがないため、同時に利用できる団体数は異なるため同一といたしました。</p> <p>今回、使用時間帯の枠を設定させていただいております。その時間帯の中でのご使用となります。もし枠を超えてのご使用であれば、2枠の使用料となります。</p> <p>小中学校の体育館は、学校生活において、授業や行事など使用頻度が高く、また、災害時には避難所として利用される施設であることから、学校教育上の子どもたちの体育館での活動中の熱中症等の予防と、避難者の方々の体調管理のために、空調設備が整備されました。学校体育施設開放事業においても、この空調設備を使用させていただこうと実際にかかる電気代等の算出を行いましたところご案内の金額となりました。この金額につきましては、今後料金改定があれば随時対応してまいります。</p>

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
20	<p>・今まで通り、水曜日15時～17時で利用できるようにしていただきたいです。現在、小学校のPTAバドミントン部で上記の時間に利用しているので、そのまま利用したいです。公平性については誰でも申し込みができるので保たれていると思います。</p> <p>・利用時間や使用料について1時間単位にしていただきたいです。</p> <p>・使用料については書かないとのことですが、できれば安くしていただきたいです。・キャンセル時の規定が不明なのですが、何日か前なら返金してほしいです。</p>	<p>今回学校体育施設の各種取り決め等の見直しを行う際に、児童や生徒の安全面や学校行事、また、近隣住民の皆様へご迷惑とならない時間帯などを考慮し、小学校の開放時間を設定しました。現在ご使用いただいている時間帯は、団体と学校との調整による特別な措置であると認識しています。今後、条例上定めのない時間帯の使用については、教育委員会と学校とが調整の上、検討させていただきたいと考えておりますので、ご了承をお願いします。</p> <p>学校体育施設使用の調整や承認が、各学校の裁量と判断によって隨時行われてきた結果、使用調整や情報伝達が既存の団体に偏りがちになり、学校体育施設を使用される団体が特定の団体に固定化していました。</p> <p>新規の団体が利用を希望しても、統一された窓口やルールがないため、申請方法や団体の要件が分かりにくく、参入の機会が事実上閉ざされてしまう状況となり、学校体育施設を使用したい地域の団体の方々から、新しい団体が参入できない、特定の団体しか使用できず不公平だ、使用のルールを明確にしてほしいとの、意見が出ており公平性に課題があると認識しています。</p> <p>すべての時間を1時間単位にすることは、使用調整や申請の煩雑さを招くことから枠単位での使用料の設定としています。</p> <p>条例では、事業の大枠を定めることとなり、予約のシステムや、支払方法、キャンセルの規程等につきましては、今後、規則や使用的手引きを作成しご案内することとなります。今回のパブリックコメントでは、予約方法や使用料の支払方法、キャンセルや還付の基準について、様々なご意見をいただきました。それらのご意見や、社会体育施設の例を参考に調整してまいります。</p>

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
21	<p>○使用料の返還について「既納の使用料は、還付しません」とあり、これは公共施設と同じだと思いますが、学校行事によって既に予約していた日が使用できなくなった場合等、市の都合で使用不可となった場合は返還されるべきではないでしょうか。使用者の都合でのキャンセルは使用者が使用料を負担すべきですが、その後他団体が同じ日時で施設を使用する際にも使用料を徴収するのでは、市としては二重取りにならないでしょうか。使用しなかった分については、返還すべきではないでしょうか。当日キャンセル等、そもそも他団体が予約することができないタイミングでのキャンセルは返還どころか難しいと思いますが、他団体が予約できるタイミングでのキャンセルについては、期間を決めて返還できるようにすべきだと考えます。</p> <p>○予約可能時期について翌年度の希望日を年末に提出することとなっており、1団体につき1週間当たり2回までが原則になっていると思います。これは、地域クラブ(部活動)は平日学校を利用できるため、不公平だと思うので、修正してください。資料においては部活動に関する記載がないため、地域クラブと部活動が異なるものであるというような印象を受けますが、平日は部活動として活動し、休日は地域クラブとして活動するだけであり、同じ団体であるため、部活動で週2回を超えていなければ、当然はかの団体にも2回を超える利用を認めるべきであると考えます。また、将来的には平日も地域移行するのだから、なおさら他団体との不公平感があります。平日の中学校体育館は部活動終了後の18時からしか使用申請できませんが、そこに地域クラブが入り込んだり、小学校を使用したりすることとなれば、その他の団体の枠を圧迫することにつながると考えます。つまり、年間希望日程は本拠地校も決めることから、回数制限は設けず、希望団体での話し合いで調整していくべきはないかという意見です。団体同士で折り合いがつかないほど、希望が多くなった場合については、その場で抽選とするなど公平かつ希望する日程を十分に使用できるようにすべきだと考えます。これは、地域クラブ、青少年団体に限った意見です。地域団体と一般団体に関しては、次に記載する通りです。</p> <p>○使用可能団体についてなぜほかの公共施設を利用するよりもはるかに安いのでしょうか。これでは、地域団体や一般団体が公共施設を利用する理由はなく、地域クラブや青少年団体の学校開放利用枠を圧迫するだけだと思うので、地域団体や一般団体については、学校開放の利用を制限してください。もしくは、スポーツ・レクリエーション活動に伴う使用だけでも公共施設の使用料を学校開放と同等に下げてください。そうすれば、地域団体、一般団体があえて学校を使用する理由がなくなり、地域クラブや青少年団体の利用枠を圧迫することは少ないと考えます。学校開放を利用している団体の活動目的の多くは、児童生徒へのスポーツ活動場所の提供等であると思います。特に小学生は学校での部活動が多く、スポーツをする場面はほとんど社会体育団体です。多くは学校開放を利用していると思います。制限ばかりの見直しでは、市外で活動する団体に移って行ってしまうと考えますが、想定していますか。市外に移るということは市民にとっては不利益です。その他、新たに使用料を徴収すること等、市民に不利益を被らせるような見直しではなく、どうすれば市民が気持ちよく、お互いに協力しながら学校開放を利用できるかを考えください。また、練習試合や合同練習等、他団体(生駒市外も含む)と学校を利用することが発生すると思います。そのような場合は想定していますか。A団体が予約した日時をA団体とB団体が共同利用することはできないのでしょうか。できないとなると、地域クラブの試合が不可能になると思います。生駒市の学校では試合することができますが、市外の団体との共同利用ができないでも、せめて市内の団体との共同利用は認めるのが地域の青少年育成のために必要不可欠であると考えます。そもそも、生駒市がただの制度改革として、この見直しを考えているのなら、学校開放を利用している団体は生駒市の青少年の育成にも大きく寄与していることを考えに加えていただきたいです。</p> <p>○営利団体の使用制限について学校開放は、営利を目的とする団体には、許可すべきではないと考えます。学校開放を利用する団体の主な目的是地域貢献であるので、団体の営利を目的とする利用は、それに適さないものであると考えるからです。青少年団体であっても、月謝等の指導者に対する謝礼にあたるものを徴収している団体等は営利を目的とする団体にあたると考えます。月謝を徴収しないこと、管理責任者及び指導者は管理・指導に対する謝礼や報酬を得ないことを学校開放利用の条件とすべきであると考えます。</p> <p>○空調について 空調費用によって電気代が増加することは理解できますが、金額の根拠がわかりません。また、どのような方法によるのか、現時点で何も決まっていないのでしょうか。現地現金払い式、プリペイドカード式、事前現金払い式等いろいろあると思いますが、どのようなイメージでしょうか。施設使用料と同じく、これに関しては返還はないのでしょうか。また、プリペイドカード式であれば、年度をまたいで利用できるのでしょうか。そのあたりがわからない状態で、金額だけ出されても、利用のイメージがわきません。</p> <p>○電子錠について 体育館入り口を電子錠にすることは、学校にとっても使用者にとっても便利になると思います。しかし、トイレや放送室等のカギを管理する必要があります。入り口と連動するのでしょうか。連動するのであれば、大変便利ありがたいと感じます。しないのであれば、特にこれまでと変化はありません。学校側にとともに特に学校開放に関するカギの管理は変化ないと思われます。</p> <p>○使用上のルールについて 学校使用上のルール(校内及び周辺での喫煙の禁止、使用後の清掃・整理整頓、体育館利用者と運動場利用者の駐車場所の明示等)を明文化してください。現在、校門を一歩出たところの歩道上で喫煙している運動場使用団体があります。周囲にいる子どもや通行人は副流煙の被害を受けています。臭いもひどいです。吸い殻を空き缶に入れて運動場に放置していたこともあります。使用後の清掃については、運動場利用者も体育館トイレを清掃していますが、毎回すのこ、スリッパまでびしょ濡れのまま放置されています。体育館利用者がスリッパを使用することができません。駐車場に関しては、団体同士でルールを設けて運用していますが、運動場利用団体は連絡体制が悪いのか、新入部員や練習試合相手にルールを伝えることができないようです。お互いに決めたルールすら守れない団体がいることによって、もう一方の団体が気持ちよく利用できないと思うので、そのような団体には使用許可を出すべきではないと考えます。このようなことから、何かしら学校ごとのルールを明文化したうえで、年度ごとに市の点検を受けるような仕組みを構築してください。</p>	<p>条例では、事業の大枠を定めることとなりますことから、キャンセルの詳細は今回の条例(案)に記載しておりませんが、学校体育施設でありますことから、団体がご予約された後に、学校行事の実施など、市や学校の都合により、既に許可された日時に施設が使用できなくなる場合が多々あります。そうした場合については、既にお支払いいただいた使用料を全額還付を想定しています。その他、キャンセルに係る詳細や、予約のシステム、支払方法等につきまして、今回のパブリックコメントにおきましても様々なご意見をいただきました。今後、いただいたご意見や社会体育施設の例を参考とし、条例に基づく規則の策定や使用の手引きにてまとめ、ご案内いたします。</p> <p>中学校の学校部活動の地域移行につきましては、休日が対象となります。平日は今まで通り、あくまでも学校教育活動の一環である学校の部活動として学校が使用されます。将来的に、平日の学校部活動の地域移行が実現された場合、長きにわたって学校教育の一環として実施してきた学校部活動の歴史的背景を考慮すれば、優先的に使用を確保することが必要であると考えています。</p> <p>年間の使用調整につきましては、現行の社会体育施設の使用調整などを参考に検討してまいります。</p> <p>学校体育施設の使用料が他の公共施設よりも低く設定されているのは、以下の理由からです。</p> <p>学校体育施設は、本来は学校教育目的の施設であり、公共施設とは設置目的や使用条件、設備の充実度が異なります。例えば、学校体育施設には専用の更衣室や観覧席がないなど、公共の体育施設と同等のサービス提供はできません。また、今まで使用している団体の皆さんには、学校体育館のワックスがけや運動場の草引きなどご協力をいたいでおり、今後もご協力いただきたいことから、社会体育施設と比較し安価な設定としています。</p> <p>団体の皆さまが今までご協力いただき使用いたいでいたことに感謝申し上げます。現在、学校体育施設開放事業を実施するにあたって、学校体育施設開放事業で使用される光熱水費が、学校教育に必要な経費として予算化されている経費から支出されており、経済的負担となっています。また、使用に係る申請や調整、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担当すべきではない業務が発生し、学校教員の勤務上の負担になっています。学校体育施設開放事業は、学校教育ではなく、社会教育として、学校教育の施設をお貸しいただいて実施しているものです。よって、申請等の事務については、学校を通さずに行う必要があり、そのため、申請や鍵のデジタル化といった新たな運営システムを導入し、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付等への対応にあたる必要があります。これらの光熱水費や人件費は、今まで学校教育にかかる経費の中に混在し、可視化されることはありませんでした。しかし、これらの負担が大きくなり、このままでは、学校施設をお貸しいただくことが難しくなる可能性も出てきました。そのため、受益者の皆さんに一部をご負担いただき、事業を継続して実施していかないと考えています。</p> <p>施設の使用申請を他の団体名義で行う等はルール違反になりますが、今まで、競技内容や使途により団体間で調整し同時に使用されていたケースも把握しております。今回の見直しにより、これらを排除するものではありません。</p> <p>営利を目的とした使用につきましては、パブリックコメント資料3ページ、4.条例(案)の内容(7)使用の制限についての項目で、学校体育施設の使用を許可しないものとして⑥営利を目的とするときと、定めています。この営利の解釈ですが、特定非営利活動促進法に基づき、事業で得た利益(剰余金)を、株式会社のように社員や役員などの構成員に分配しないこととしています。実費として指導者へ謝礼等を支払うことやその事業に必要な物品の購入に充てられることは認めますが、それらが団体の他の事業費に充てられたり、学校体育施設開放事業に関わっていない人に支払われたり、内部留保すること等は、営利を目的としたものと解釈します。7月16日に開催いたしました説明会で配布いたしました資料「学校体育施設開放事業見直し方針」にも、市外団体や営利目的団体は使用不可と記載させていただいております。今回のパブリックコメントの対象である条例では、事業の大枠を規定することとなりますので、今後、規則や使用の手引き等で例を示し記載いたします。</p> <p>空調設備の使用につきましては、実際にかかる経費を算出しております。使用料の算出につきましては、空調設備を設置した各学校の1時間当たりの電気使用料とガス使用料を算出し、対象学校数で按分した額となります。ご使用にあたっては、事前にプリペイドカードを購入いただき、体育館内に設置されているカード読取機に挿入いただく形となります。なお、1回の挿入で30分間の稼働となります。この点につきまして、使用の手引き等でご案内いたします。</p> <p>体育館の構造が学校ごとに異なり、放送室への出入りが必要なことや屋外トイレが施錠されている状況等について、把握しております。今後、各学校ごとに対策を検討、調整し、使用の手引き等でご案内したいと考えています。</p> <p>ご指摘の通り、学校体育施設使用における基本的なマナーやルールが守られていない現状は、他のご理解ある使用団体や周辺住民の皆さんに多大な迷惑をかけており、学校体育施設開放事業を実施するうえでも良くない影響をもたらしております。学校体育施設開放事業は、学校教育施設を地域に開放いただき、学校からお借りしている施設です。そのため、敷地内禁煙等学校としてのルールはもとより、翌日の学校の授業や行事等活動に支障が出ないよう学校体育施設開放事業として使用された後の清掃等は使用団体に、今までお願いしております。しかし、こうした取り決めも、学校ごとに対応いただいた中で、いつの間にか団体へ伝達されず、また団体内でも伝達がされていない状況もあるようで、学校が困られている事案もありました。ご指摘の通り、今後は、使用の手引き等で使用に際してのルールを明文化し、ルールが守られない場合の対応についてもお示したいと考えております。</p>

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
22	<p>有料化することは、第一の目的である地域住民の健康増進活動が危ぶまれると思います。年金生活の高齢者がグランドゴルフ活動を辞めてしまったり、ボランティアで成り立っている少年野球等の運営が成り立たなくなります。大阪市、横浜市等、ほとんどの自治体は無料。予約システムも既設の自治体と共有すればコストも抑えられると思います。赤字ではない生駒市でなぜ無料でできないのでしょうか。使用料設定の根拠にも納得できません。運動場では維持管理費はほとんどないはずです。体育馆のエアコン代や電気代を徴収するのは理解できます。学校の教員の負担削減のため、教育委員会が管理を効率化するのは良いことだと思いますが、地域住民の健康増進活動が中止になったり、利用しにくくなってしまうは本末転倒です。他の自治体では利用者主体の運営委員会なるものが運営や管理に当たってところも多いようなので、そのような組織は作らないのでしょうか？学校や教育委員会の負担も減ると思います。予約システムや料金収受のルール等、利用者の意見は何も反映されずに、4月に条例施行され、大混乱になるのではとても不安に思っています。</p>	<p>ご意見をいただきましたとおり、市民の皆様が主体的に取り組むスポーツ活動は、子どもたちの健全育成はもとより、生涯にわたる健康づくりや、地域コミュニティの活性化に不可欠なものであり、本事業の重要な目的の一つであり、学校体育施設の開放を今後も安定的に継続していくために、慎重な検討のうえで使用料を設定させていただくこととなりました。</p> <p>事業の実施にあたっては、使用に係る申請や調整、使用団体の把握、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担うべきではない業務を、学校教員の善意により賄っています。学校体育施設開放事業は、学校教育ではなく、社会教育として、学校体育施設の開放をお貸しいただいて実施しているものです。よって、申請等の事務については、学校を通さずに行う必要があり、そのため、申請や鍵のデジタル化といった新たな運営システムを導入し、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付等への対応にある必要があります。導入するシステムは、市内の社会教育施設等と共に用するものです。今回の学校体育施設開放事業の使用料の設定は、市全体の財政が逼迫しているから行うものではなく、事業の「受益と負担」の公平性、および「事業の持続可能性」を確保するために行うものです。事業を実施するうえで必要な経費のすべてを、施設を使用しない市民の皆さんが納める市民税で賄い続けることは、税の公平性の観点から慎重な検討が必要です。</p> <p>他市の取り組みについて情報提供いただき、ありがとうございます。本市も他市の事例を参考に検討を重ねましたが、学校体育施設を使用している団体数や社会体育施設の整備状況等各自治体の状況は異なります。本市においては、これまでの学校教員の負担軽減と施設の管理・運営上のデジタル化を優先的に進め、事業継続に不可欠な最低限の経費をご負担いただくことといたしました。</p> <p>学校体育施設開放事業は、平日の夕方から夜間、休日のご使用となり、これらの対応を行うには、安定した体制による業務委託が必要と考えています。また、個人情報を扱うことや学校体育施設を使用したくても、今使用しておられる団体以外から新たに参入できない、との声も届いていることから、使用団体の方々による管理運営ではなく、外部への委託が望ましいと考えています。</p> <p>今回のパブリックコメントの実施は、条例の設置前に使用者の皆さまの意見を真摯に伺い、制度に反映させるための重要なプロセスです。</p> <p>このパブリックコメントで使用申請の方法や支払方法、使用料の還付基準やキャンセルへの対応等、種々ご意見をいただきました。今後、これらについて、事務の流れを確認しつつ、いただいたご意見や社会体育施設の例も参考しながら、また、明文化すべき学校ごとのルールや、学校ごとに異なる施設の構造による対応等についても、規則や使用の手引き等に盛り込む内容を整理し、4月からの施行にむけて、団体の皆さんにご案内できるよう取り組んでまいります。</p>
23	<p>【何年か分の、使用料の収入見込みと、オンライン予約と電子錠の導入および維持管理にかかる支出見込みの提示をお願いいたします。】 もちろんそれが釣り合っていることでの今回の使用料ですよね。今回の使用料は高すぎる。冷暖房設備は別の予算から出ているのですよね。また、体育馆の維持管理費用も今までまかなえていましたよね。 今回の使用料は、 ①体育施設予約のオンライン化導入と維持 ②電子錠導入と維持このために使われるのだと思っています。 導入時に少し費用が必要になるだけではないのですか。維持管理にそんなに費用が必要でしょうか。こちらは使用料をこの先ずっと払っていく、その生駒市としての収支を例えば何年か先まで示してほしいです。金銭的に余裕があるからスポーツをしているわけではないです。私自身はまだ37歳ですが、健康寿命をのばすための投資である意味将来の節約につながると思いバドミントンを行っています。子どもは運動機能の向上、可能性を広げる、人生の経験など期待して野球を行っています。この物価嵩の時代、なんとかやりくりして、スポーツ道具を揃えながらやっていく状態です。急に来年から施行できる状況ではないと思われます。</p>	<p>今回、条例を制定するにあたり、ここ数年の使用実績から使用料の年間収入見込み額を約385万円と算出しました。</p> <p>予約システムは全ての社会教育施設等の予約システムであり、導入費は約240万円、電子錠及び防犯カメラの導入費は約2,020万円（国からの補助1,010万円）を見込んでいます。使用料につきましては、予約システムの導入費や電子錠及び防犯カメラの導入費は換算しておりません。今後は、使用申請等の事務を、学校を通さずに行う必要があり、そのために、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付、各施設の状態の確認、電子錠トラブル等への対応にかかる経費として年間約415万円。予約システムの学校体育施設開放分の運営に係るランニングコストが年間約35万円、電子錠の運営に係るランニングコストを年間約110万円と見込んでおり、結果、総額で年間約560万円が運営に係る必要経費とし、これを、使用見込み枚数に換算し、1枚約1,500円と算出いたしました。実際には、これに光熱水費や施設整備費等がかかるべきです。学校体育施設開放事業で使用される光熱水費については、学校内の施設ごとにメーターが設置されていないため、算出することができません。同様に、施設整備も、学校教育使用分と学校体育施設使用分で按分することが不可能なため、全て学校教育に必要な経費として学校に配当されている経費から支出されています。施設の老朽化に伴い施設整備の経費も高騰する中、学校開放事業として施設を学校からお借りしている分、学校開放事業として施設整備に係る経費についていくばくかの負担が必要と考えています。繰り返しになりますが、現状のままの仕組みでは、学校体育施設開放事業の継続が難しい状況であり、今後も継続していくために、事業全体にかかる必要最低限の経費の一部を受益者の方々ご負担いただくものです。</p>
24	<p>①今まで通り15:00～使用したいので、時間外使用を認めてくださいようお願いいたします。 ②示されている平日使用時間区分16:00～21:00のうち、16:00～17:00の1時間のみの使用のため、使用料の减免をお願いいたします。 これまでずっと15:00～17:00の活動でした。小学生の保護者の集まりのため、またコーチの都合上、この時間以外の活動が難しいです。上記2点、よろしくお願ひいたします。</p>	<p>それぞれのご事情で使用されておられること承知いたしました。</p> <p>今回学校体育施設の各種取り決め等の見直しを行った際に、児童や生徒の安全面や学校行事、また、近隣住民の皆様へ迷惑とならない時間帯などを考慮し、小学校の開放時間を設定しました。</p> <p>現在ご利用いただいている時間帯は、使用される団体と学校との調整による特別な措置であると認識しています。今回の見直しにあたり、現在使用しておられる団体を排除するものとは考えておりませんが、条例上定めのない時間帯の使用については、教育委員会と学校とが調整の上、検討させていただきたいと考えております。すべての時間を1時間単位にすることは、調整の煩雑さ等を招くことから枠単位での使用料の設定としています。15時から17時を使用されると、15時～16時の定めのない時間分で340円、16時からは既定のある時間分で1,000円の使用料となりますので、合計1,340円となります。</p>
25	<p>施設使用料の徴収はしないでください！少なくとも、青少年、高齢者からの徴収を実施すれば活動できなくなる団体が多数あると思います。体育馆の空調使用料の徴収は理解できます。学校職員の負担軽減は各団体から実行委員をボランティアで募集して運営していくなど、お金をかけずに出来る事もあると思います。横浜市など他の市政も参考にして欲しいです。</p>	<p>青少年や高齢者の皆さまの健康増進活動が地域社会にとって極めて重要であることは認識しており、活動を継続していただくことを重視しています。そのため、学校体育施設開放事業を将来にわたって維持し続けるため、慎重な検討を行い使用料を設定させていただくこととなりました。</p> <p>現状の運営方法が限界に達していることや施設の維持管理費や光熱水費が高騰する中、このまま無料を継続すれば、事業そのものが継続できなくなり、結果的にすべての活動機会が失われるという、より大きな不利益が生じかねません。</p> <p>他市の取り組みについて情報提供いただき、ありがとうございます。本市も他市の事例を参考に検討を重ねましたが、学校体育施設を使用している団体数や社会体育施設の整備状況等各自治体の状況は異なります。本市においては、これまでの学校教員の負担軽減と施設の管理・運営上のデジタル化を優先的に進め、事業継続に不可欠な最低限の経費をご負担いただくことといたしました。</p> <p>しかし、説明会でも全てをオンライン化するのではなく、窓口を設けてほしいとのご意見があつたように、使用申請や、調整、問い合わせや、電子錠トラブルの対応等の業務を、学校外に設ける必要があります。学校体育施設開放事業は、平日の夕方から夜間、休日のご使用となり、これらの対応を行うには、安定した体制による業務委託が必要と考えています。また、個人情報を扱うことや学校体育施設を使用したくても、今使用しておられる団体以外から新たに参入できない、との声も届いていることから、使用団体の方々による管理運営ではなく、外部への委託が望ましいと考えています。</p>

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
26	<p>生駒市教育委員会 御中私は、生駒市内にある、保護者30名・子ども25名から成るクラブの総意として、本条例案に意見いたします。まず、生駒市スポーツ推進条例および市民憲章の理念に基づけば、市民が等しく安全で健全なスポーツ環境を享受できることは基本的権利であり、そのための小学校体育館利用負担を、使用者だけに負担させるのは、市の理念に背くものではないでしょうか。市民全員が享受すべきものであるため、市民税等により保障されるべきです。したがって、市民が追加の使用料を負担する義務ではなく、使用料や冷房器具使用料などの徴収は不當であると考えます。次に、体育館の使用料徴収や冷房使用料の追加負担には強い懸念があります。本条例案は施設維持管理費等の一部を利用者に負担させる方針ですが、これらの費用は市民税で賄うべきであり、利用者だけに負担を課すのは適切ではありません。特に子どもが、通う負担の少ない小学校体育館での活動から疎外されることを避けるべきです。さらに、システム導入によって本当に教員業務が軽減されるのか疑問です。申請や鍵管理をデジタル化しても、事前のスケジュール確認や報告など、学校側の負担は依然残ります。かえって新たな業務が生じ、目的は果たせないでしょう。現在のように各学校の裁量で柔軟に対応している運用を、一部の問題解決のために全面的に廃止することは誤りです。例えば水曜日は子どもたちの帰宅が早く、その際に体育館の利用時間を長く調整することで、現行のように15:00～18:00、18:00～21:00と2团体が公平に利用できます。こうした現場の裁量を一括した制度変更で抑制することは、市民活動やスポーツ振興を阻害する結果につながります。また、免責規定や煩雑な申請手続きなど、市民にとって問題の多い条項も含まれています。既に市の体育館管理システムは存在しており、新たな類似システムを導入するのではなく、既存枠組みを活用する方向も検討すべきです。行政の縦割りによるシステム乱立は、市民に不要な混乱と負担を生じさせる懸念があります。地域スポーツ団体や子どもたちの健全な育成を阻害することなく、市民が公平に利用できる環境を維持するため、体育館使用料および冷房器具使用料の徴収には反対いたします。市民の負担増ではなく、市民税による適正な補填こそが望ましいと強く要望します。以上、本条例案の再検討を強く求めます。このコメントは、当クラブの総意として表明いたします。</p>	<p>本市は、市民の皆さまが安全で健全なスポーツ環境を享受できることが重要であるという生駒市スポーツ推進計画および市民憲章の理念を堅持しております、そのためにも学校体育施設開放事業を今後も持続的に行っていきたいと考えております。今回の使用料の設定は、施設を利用する受益者の方々に事業実施に必要な経費の一部をご負担いただく「受益者負担の原則」に基づき、事業全体を維持していくため慎重な検討を行い導入させていただくこととなりました。学校教育施設としての学校体育施設の整備や空調設備の導入費用等については、公費により行っておりますが、地域の団体の方々が、学校体育施設を占有使用されるにあたっての経費の全てを公費で賄うことは公平性の観点から慎重な検討が必要です。</p> <p>社会体育施設もたくさんある市民の方々が使用されておられ、使用にあたっては、使用料を負担いただいております。学校体育施設開放事業自体を将来にわたって継続していくためにも、受益者の方々に事業を運営する必要経費の一部をご負担いただきたいと考えています。</p> <p>本条例案でめざすデジタルシステムの導入は、単に手続きをオンライン化するだけでなく、申請・予約から、使用承認、鍵の開錠・施錠、といった一連の業務を学校教員を介さない仕組みを構築し、団体の方々への対応をいたしましては、学校の外部に対応窓口を設け、問い合わせ対応、使用調整、使用申請の受付、電子錠のトラブル等の対応にあたります。</p> <p>また、ご指摘いただいている市の体育館を予約申請するシステム(県運営システム:e-古都なら)は、令和7年12月をもってサービスを終了されます。このことから、市内社会教育施設等の予約を行う市独自のシステムを新たに導入することとなり、対象施設に学校体育施設も含むこといたしました。なお、この新たなシステムの導入経費は、今回設定いたしました使用料算出には含んでおりません。</p> <p>小中学校の体育館は、学校生活において、授業や行事など使用頻度が高く、また、災害時には避難所として利用される施設であることから、学校教育上の子どもたちの体育館での活動中の熱中症等の予防と、避難者の方々の体調管理のために、空調設備が整備されました。学校体育施設開放事業におきましても、この空調設備を使用させていただこうと実際にかかる電気代等の算出を行いましたところご案内の金額となりました。空調使用料金につきましては、今後電気代等の料金改定があった場合は随時対応してまいります。</p>
27	<p>生駒市の近年の決算は黒字を続けており、市全体の財政状況が逼迫していない中、従来無料で利用できていた学校体育施設を一律に有料化することには強い疑問を抱きます。</p> <p>市の説明では、①学校ごとに異なるルール運用による混乱 ②光熱水費など経費高騰による負担増が理由として示されています。</p> <p>しかし、これらは行政の経営努力や効率化によって改善すべき課題であり、市民への新たな負担転嫁で解決するのではなく、企業であれば、コスト増加に直面した際には必ず徹底的なコストダウンや効率化を行い、それでも不足が生じる場合に初めて値上げを検討します。自治体においても同じ姿勢が求められるはずです。</p> <p>さらに、子どもたちが安心してスポーツや文化活動に打ち込める環境を整えることは、長期的には市の魅力向上と定住人口の増加につながり、結果として税収増に寄与します。これは「支出」ではなく「未来への投資」として捉えるべきです。</p> <p>つきましては、下記の3点について強く要望致します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 有料化の必要性と財政的根拠を市民に明確に説明すること 2. 検討過程で用いた資料や試算を公開し、透明性を担保すること。又、本件に賛成する議員の名前を公表すること 3. 利用者や保護者を含む市民の意見を十分に聴取し、合意形成を図ること 以上 	<p>本市の財政状況につきましては、市民の皆さまのご協力に感謝いたします。</p> <p>学校体育施設開放事業使用料の設定の根拠といたしましては、施設使用に係る申請や調整、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担当すべきではない業務が発生し、学校教員の勤務上の負担になっている現状があります。学校体育施設開放事業は、学校教育ではなく、社会教育として、学校教育の施設をお貸しいただいて実施しているものです。よって、申請等の事務については、学校を通さずに行う必要がありますが、そのため、申請や鍵のデジタル化といった新たな運営システムを導入し、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付等への対応にあたる必要があります。</p> <p>また、学校体育施設開放事業使用料に伴う光熱水費等は、学校教育の経費として学校に配当されている経費から支出されています。これらの人件費や光熱水費は、今まで学校教育にかかる経費の中に混在し、可視化されることはありませんでした。しかし、これらの負担が大きくなり、このままでは、学校施設をお貸しいただくことが難しくなる可能性も出てきました。そのため、受益者の皆さまに一部をご負担いただき、事業を継続して実施していくことを考えています。市全体の財政状況と、特定の事業の経費負担の是非は、分けて考える必要があります。今回の学校体育施設開放事業の使用料の設定は、市全体の財政が逼迫しているから行うものではなく、事業の「受益と負担」の公平性、および「事業の持続可能性」を確保するために行うものです。事業を実施するうえで必要な経費のすべてを、施設を使用しない市民の皆さまが納める市民税で賄う続けることは、税の公平性の観点から慎重な検討が必要です。</p> <p>今回、条例を制定するにあたり、ここ数年の使用実績から年間使用料歳入額を約385万円と見込んでいます。</p> <p>予約システムは全ての社会教育施設等の予約システムであり、導入費は約240万円、電子錠及び防犯カメラの導入費は、約2,020万円(国からの補助1,010万円)を見込んでいます。使用料につきましては、予約システムの導入費や電子錠及び防犯カメラの導入費は換算しておりません。今後は、使用申請等の事務を、学校を通さずに行う必要がありますが、そのため、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付、各施設の状態の確認、電子錠・錠トラブル等への対応にあたる経費として年間約415万円を見込み、予約システムの学校体育施設開放分の運営に係るランニングコストが年間約35万円、電子錠の運営に係るランニングコストを年間約110万円と見込んでおります。結果、総額で年間約560万円が運営に係る経費と見込み、これを、使用見込み枚数(設定コマ数から学校行事分などを差し引いた想定使用コマ数)に換算すると、1枚約1,500円となります。実際には、これに、光熱水費や施設整備費等がかかるべきです。学校体育施設開放事業で使用される光熱水費については、校舎内の施設ごとにメーターが設置されていないため、算出することができません。同様に、施設整備費も、学校教育使用分と学校体育施設開放分で按分することが不可能なため、全て学校教育に必要な経費として学校に配当されている経費から支出されています。</p> <p>施設の老朽化に伴い施設整備の経費も高騰する中、学校体育施設開放事業として施設を学校からお借りしている分、施設整備に係る経費負担も必要と考えています。繰り返しになりますが、現状のままの仕組みでは、学校体育施設開放事業の継続が難しい状況であり、継続していくために、事業全体にかかる必要最低限の経費の一部を受益者の方々ご負担いただくものです。本条例案は、12月議会に提出し審議いただく予定です。</p> <p>このたびの見直しにあたり、7月に使用しておられる団体向け説明会を開催し、団体の方々から使用状況やご意見をいただきました。それらをふまえ内容を一部修正しパブリックコメント案とし、ご意見をいただいております。</p>
28	<p>現在、小学校を借りていますが、午前9時から12時半、午後12時半から5時とで切っています。でも、小学校の駐車場が広くないため、入れ替わりの時間に混雑し事故等が起こる可能性があるので、前半は12時15分まで、午後は12時45分以降にと暗黙の了解があります。そういったことも考えずに一律にとすると、今まで各学校の特殊性を踏まえて決めていたことが無視されている。3時間の貸し出しでは実質2時間程度しか使えない可能性が高い。教育委員会の人は何を考えて、一律にとどうか。それは現場を知らない人の單なる考えだと思います。各学校の広さや立地条件を踏まえて検討すべきだと考えます。現状の各学校の貸し出し時間に合わせる柔軟性が欲しい。また、冷房費が高すぎる。総合SC、滝寺SCの冷房費は1時間全機稼働して1260円。あの広さでこの値段。小学校の体育館で2200円は業者の利益が入りすぎじゃないのか。ちゃんと入札して安い業者を選定したのか。そこが疑問である。</p>	<p>学校体育施設開放事業は学校教育施設を地域に開放いただき、社会教育活動の場として学校から施設をお借りしているものです。体育施設として整備された施設ではないため、体育施設及び駐車場等その他の施設は、学校ごとに異なりますとともに、地域の方々が使用される想定で設計・建設されておりません。つきましては、学校ごとに異なる状況をご理解の上使用をお願いすることになります。学校体育施設開放事業において、予約方法も含めて、使用的に暗黙のルールがあり、新たな団体が参加できないとの声も届いています。今後は、そうしたことと、使用の手引き等において明文化し、使用される方々、使用を希望される方々にとって分かりやすい事業実施が求められています。</p> <p>小中学校の体育館は、学校生活において、授業や行事など使用頻度が高く、また、災害時には避難所として利用される施設であることから、学校教育上の子どもたちの体育館での活動中の熱中症等の予防と、避難者の方々の体調管理のために、空調設備が整備されました。学校体育施設開放事業におきましても、この空調設備を使用させていただこうと実際にかかる電気代等の算出を行いましたところご案内の金額となりました。今後料金改定があれば随時対応してまいります。ご指摘の総合公園体育館や滝寺公園体育館に設置しておりますのは、サポートクーラーで、今回学校体育館に設置されたのは空調設備であり、台数も性能も異なりますことから実際にかかる経費も異なっております。</p>

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
29	<p>施設の予約方法について スマホ等で予約出来る様になる 事前に既存の使用団体には優先的に年間の希望を出す事ができる様になるのはありがたく思います 施設使用料について 受益者負担の観点からやむを得ないと考えます。使用料についても許容範囲であると思います冷暖房設備について 1時間当たり￥2200の使用料は少ない予算で運営している当クラブにとっては痛手です。近年の夏季の気温を考えると使用せずに乗り切るのは難しいと考えます。チームの子供達の健康面を考えると使用せざるを得ない状況と考えます。もう少し使い易い使用料を考えただけないでしょうか？また、今迄使っていた扇風機や冷風機、スポットクーラーなどの機器は使えなくなりますか？使えるとすれば、これまでと同じ条件で使えますか？使用料は発生しますか？機器の更新はありますか？エアコンについては設備自体に差はあると思いますが、市民体育館でもフル稼働で1時間￥1240で使用出来ます。何卒再考をお願いします。</p>	<p>使用料の設定も含め種々ご理解賜りありがとうございます。</p> <p>小中学校の体育館は、学校生活において、授業や行事など使用頻度が高く、また、災害時には避難所として利用される施設であることから、学校教育上の子どもたちの体育館での活動中の熱中症等の予防と、避難者の方々の体調管理のために、空調設備が整備されました。学校体育施設開放事業においても、この空調設備を使用させていただこうと実際にかかる電気代等の算出を行いましたところご案内の金額となりました。この金額につきましては、今後料金改定があれば随時対応してまいります。ご指摘の滝寺公園体育館に設置しておりますのは、スポットクーラーで、今回学校体育館に設置されたのは空調設備であり、台数も性能も異なりますことから実際にかかる経費も異なっております。</p> <p>現行の学校体育施設開放事業においても、競技備品以外の学校備品の貸出について規定しているものではなく、教育委員会として認可するものではありませんことをご承知おきください。</p>
30	<p>○教育活動に支障の無いように「(7) 使用の制限について」に「①学校的授業や学校生活等に影響を及ぼす恐れがあるとき。」に使用を許可しない旨が書かれています。これは当然必要な制限だと思いますが、学校行事等、急な日時の変更があったとき、予約が入っているため、学校行事等が実施できないことになりますか。このような事態に柔軟に対応できるよう、施設予約システムは設計されていますか。また、具体的にどのような手続きを想定していますか。<学校→教育委員会→予約団体>のようなルートでしょうか。</p> <p>○学童保育との関係小学校の放課後、運動場は、学童保育の場となっていると思います。平日の小学校運動場は夜間(薄暮利用)で17:00～となっていますが、この時間に予約が入っている場合、学童保育の活動は運動場で不可能になります。昨今夏の暑さを考えると、夕方、少し涼しくなった時間帯こそ、運動場で活動できるのではないかでしょうか。学童保育の活動を保障して下さい。</p> <p>○中学校部活動地域移行との関係休日の部活動地域移行が行われます。中学校の体育施設を利用することになると思います。その際、半額とは言え、利用料が発生するとなれば、保護者の負担が増えるのではありませんか。利用料免除が必要と考えます。</p> <p>○徴収された利用料の用途について条例制定の理由の一つとして、体育館空調設備の電気代等、維持管理費や光熱水費の負担があげられています。徴収された利用料は、学校の施設管理費に上乗せされるのでしょうか。もし、市の一般財源になるのであれば、不合理と思います。</p>	<p>今回パブリックコメントを出させていただきました条例(案)では、学校体育施設開放事業の大枠を定めることになっております。今後、予約システムの使用方法やキャンセル、選付の対象となる事業等につきましては、規則や使用の手引き等でまとめ、ご案内してまいります。</p> <p>学童保育所の学校体育使用の使用状況につきまして、各学校の学童保育所で、どのように学校体育施設を使用しているかの調査を行いました。日常的に使用しておられる遊具は、体育施設の占有箇所から外れますので、今まで通りお使いいただけます。今まで、学童保育所が体育施設を占有使用される際には、日程が決まっている場合は事前に予約され、学校休業日などは日々の空き状況を見て使用されていると把握しておりますので、変わりなく使用いただけると考えています。施設使用料については、学童保育は児童福祉法に基づき実施している施策であるため、かかりません。</p> <p>部活動の地域移行は、令和6年度から取り組みを進めています。この取り組みの実施団体となるのは、地域団体でありますことから施設使用料をご負担いただくことになります。現在、地域移行したクラブが社会体育施設を使用する際には、使用料を負担いただいております。</p> <p>行政の会計上の仕組みから、使用料は市の歳入となり、歳出として、予約申請等にかかる外部窓口委託費や予約システム(学校体育施設開放事業分)及び電子錠及び防犯カメラのランニングコストを計上いたします。本来はこれに、光熱水費、施設整備、備品整備等の費用がかかっていますが、学校では各施設ごとに光熱水費の使用量を測るメーターが設置されていないことから、実際に学校体育施設開放事業で使用された光熱水費の使用量を算出することはできません。予約システムは全ての社会教育施設等の予約システムであり、導入費は約240万円、電子錠及び防犯カメラの導入費は、約2,020万円(国からの補助1,010万円)を見込んでいます。使用料につきましては、予約システムの導入費や電子錠及び防犯カメラの導入費は換算しておりません。今後は、使用申請等の業務を、学校を通さずに行う必要があり、そのため、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付、各施設の状態の確認、電子錠トラブル等への対応にあたる経費として年間約415万円を見込み、予約システムの学校体育施設開放分の運営に係るランニングコストが年間約35万円、電子錠の運営に係るランニングコストが年間約110万円を見込んでいます。結果、総額で年間約560万円が運営に係る経費と見込んでいます。ここ数年の使用実績から年間想定使用料徴収額を約385万円と見込んでおり、運営に係る経費全額を使用料では賄えず、市の一般財源からの支出も受け、学校体育施設開放事業を実施してまいります。</p>
31	<p>小学生の母親です。実際に学校施設(体育館や運動場)を使用した事はありませんが、使用しているところは何度も見かけた事はあります。その際いつも同じ方達が使用してる?と感じる事が多いです。1ヶ月の利用回数に制限を設ける、などしてもいいのです?と思います。また、学校施設の水道光熱費もどうなっているの?と考えてしまいます。有料にするのも良い案だと思います。学校施設を使用するのは良い事だと思いますが、先生方への負担になるのはあってはならない事だと思います。</p>	<p>ご指摘の通り、限られた学校施設の使用機会を、より多くの市民の皆さんで公平に分から合うことは、重要であると考えます。</p> <p>今回の見直しでは、同団体の使用は原則として1週間に2回までとすることとしております。これにより、使用が特定の団体に偏ることを防ぎ、新たな団体が活動できる機会を増やしたいと考えています。</p> <p>また、予約申請のルールを明確化し、学校体育施設を使用可能な団体が公平な条件で予約できるようになります。</p> <p>学校体育施設開放事業において使用された光熱水費は、学校教育費として各学校に配当された経費から賄われています。</p> <p>また、使用に係る申請や調整、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担当すべきではない業務が発生し、学校教員の勤務上の負担になっている現状があります。本来、申請等の業務については、学校を通さずに行う必要があり、そのため、申請や鍵のデジタル化といった新たな運営システムを導入し、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付等への対応にあたる必要があり、今回の見直しでこれらの課題に対して取り組み、ご負担いただいた使用料を事業実施にかかる経費の一部として充てていきたいと考えております。</p>
32	<p>お世話になります。現在小学校体育館を、毎週水曜日の短縮授業後、児童さんが下校した後に15-17で使用しています。</p> <p>①使用料について別紙に定めのない時間の使用料については、教育委員会が認めた場合は、体育館1時間あたり340円今まで通り15-17でお借りできるなら、使用料は$340 \times 2 = 680$円という理解で合っていますでしょうか？</p> <p>②地域団体の登録について毎年、生駒市のバレーボール連盟に校区のチームとして登録して試合や大会に参加しています。全員の住所を申請して、登録できる校区以外の人数も制限されてきちんと運営していただいている。バレーボールに限らず、生駒市のスポーツ連盟に属するチームはまとめて括で地域団体として登録していただいたら、登録がスムーズにできると思います。ご一考いただけたらと思います。</p>	<p>今回学校体育施設の各種取り決め等の見直しを行う際に、児童や生徒の安全面や学校行事、また、近隣住民の皆様へご迷惑とならない時間帯などを考慮し、小学校の開放時間を設定しました。現在ご使用いただいている時間帯は、使用される団体と学校との調整による特別な措置であると認識しています。今回の見直しにあたり、現在使用しておられる団体を排除するものは考えておりませんが、条例上定めのない時間帯の使用については、教育委員会と学校とが調整の上、検討させていただきたいと考えております。ご提示いただいた時間帯の使用料は、15時～16時の定めのない時間分で340円、16時からは既定のある時間分で1,000円の使用料となりますので、合計1,340円となります。</p> <p>また、地域団体登録手続きの効率化につながる、大変貴重なご提案をいただき、ありがとうございます。</p> <p>生駒市スポーツ協会に登録されている競技団体ごとにチーム登録の要件が異なっておられるため、一元化は難しい状況です。</p> <p>学校体育施設開放事業使用の登録について、使用資格の確認を明確に行いながら、できる限り団体の事務作業負担軽減に努めます。</p>

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
33	<p>公共機関を無償で使用する上、その管理が学校に委ねられていては、教職員の負担が大きすぎる。また、学校裁量となれば、一部団体の使用が独占されていることが予想される。対応として以下の内容を検討していただきたい。</p> <p>①使用団体に使用料を支払わせる。 ②一部の団体が独占して使用しないように使用届等を市や地域が回収し、使用状況を管理とともに、学校が行うのは鍵の受け渡しのみとする。 ③施設開放委員会（仮名）を発足し、学校担当者、使用団体代表者、市や地域の管理者が額を合わす場の設定を行う。 ②と③については大阪市が実施しており、※学校の負担は最少で開放している。</p>	<p>この度は、学校体育施設開放事業の現状と、特に学校教員の負担軽減および利用の公平性確保に関する具体的な改善策について、貴重なご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>ご指摘の通り、使用に係る申請や調整、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担当すべきではない業務が発生し、学校教員の勤務上の負担になっている現状があります。そのため、今回の見直しでは、予約申請や調整、問合せ等の事務については、学校を介さない仕組みを構築し、事業全体に係る経費の一部を受益者負担として、使用される方々にご負担いただくこととしています。また、使用回数の制限を設けたり、予約申請方法等使用に係るルールの明確化により、新しい団体も参入しやすくなる公平な事業運営をめざしたいと考えております。</p>
34	<p>これまでの条例や予算配分については行政を信頼し意見を申し上げることはありませんでした。しかし今回の条例案に関しては少し、いやかなり疑問を感じたのでメールさせて頂きます。学校の先生方の働き方改革及び各学校施設のルール化の策定については賛成である。しかし、その施設を使用することを外部委託し、その代金を使用者に負担させるのは少し疑問を持っています。特に公立学校及び施設は税金で賄われており、この使用について有料化することは一体おいくらなのでしょうか。金額や予算が示されないまま条例案やパブリックコメントをとることは民間ではありません。もし価格が高い場合お金のあるチームだけが使えることになる、そうなると少子化の時代に「地域」の健全育成に寄与することができるのかと感じます。子どもたちが学校施設を無料で使用できることに納税者である私は反対しない。それをするならもっと削減すべきところがあると思う。子育てに優しい生駒市の評判がこのような条例を作ることで逆行するのではないかと感じています。少なくとも私は大変驚いています。仮に条例を進めることにしても、段階的に進める。また条例作成に現在使用されているスポーツチームや高齢者の方のご意見をきちんと聞いてほしい。私の子どもは現在スポーツに興味を持っているが、このままだとおそらく生駒市でスポーツはしない。できない。この条例を強引に進めることになると市のイメージダウンになることは間違いない。条例が可決すると、私は市外へ引っ越しを検討する。</p>	<p>今回の使用料の設定は、施設を使用される受益者の方々に事業実施に必要な経費の一部をご負担いただく「受益者負担の原則」に基づき、事業全体を維持していくため慎重な検討のうえ導入させていただきました。学校教育施設として、学校体育施設の整備や空調設備の導入費用等については、公費により行っています。学校体育施設開放事業は、学校教育施設を地域に開放いただき、社会教育活動の場として学校からお借りしているものです。地域の団体の方々が、学校体育施設を占有使用されるにあたっての経費の全てを公費で賄うことは公平性の観点から慎重な検討が必要です。今回、条例を制定するにあたり、ここ数年の使用実績から使用料の年間収入見込み額を約385万円と算出しました。予約システムは全ての社会教育施設等の予約システムであり、導入費は約240万円、電子錠及び防犯カメラの導入費は、約2,020万円（国からの補助1,010万円）を見込んでいます。使用料につきましては、予約システムの導入費や電子錠及び防犯カメラの導入費は換算しておりません。今後は、使用申請等の事務を、学校を通さずに行う必要があり、そのために、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付、各施設の状態の確認・電子錠トラブルへの対応にあたる経費として年間約415万円、予約システムの学校体育施設開放分の運営に係るランニングコストが年間約35万円、電子錠の運営に係るランニングコストを年間約110万円と見込んでいます。結果、総額で年間約560万円が運営に係る経費と見込み、これを、使用見込み枚数に換算すると、1枚約1,500円となります。実際には、これに、光熱水費や施設整備費等がかかるべきです。学校体育施設開放事業で使用される光熱水費については、学校内の施設ごとにメーターが設置されていないため、算出することができません。同様に、施設整備も、学校教育使用分と学校体育施設使用分で按分することが不可能なため、全て学校教育に必要な経費として学校に配当されている経費から支出されています。施設の老朽化に伴い施設整備の経費も高騰する中、学校開放事業として施設を学校からお借りしている分、学校開放事業として施設整備に係る経費負担が必要と考えています。繰り返しになりますが、現状のままの仕組みでは、学校体育施設開放事業の継続が難しい状況であり、継続していくために、事業全体にかかる必要最低限の経費の一部を受益者の方々ご負担いただくものです。</p>
35	<p>学校体育館を借用している「地域団体」としての意見です 【使用料の設定についての意見】 ◇7月提案の半面全面の区分は判断に困ると思っていたので、今回全面のみに変更されていたのは良かったと思う。 ◇申請のためのシステム構築や施設維持管理光熱水費のための使用料と理解しているが、金額的に妥当なものにしてほしい。 【使用申請方法及びその運用ルールの意見】 ◇(年間計画を提出し、調整会議があつて使用決定されることだが、その内容の申請手続きはいつ予約システムで行うのか？その支払方法はいつどのようになるのか？)⇒使用予定月の3～4ヶ月前にシステム手続きすれば調整会議後の変更が可能になる。 ◇自己都合でない理由により使用出来なかつた場合(たとえば気象警報など)の返金方法について(気象警報発令等)、運用のなかに明示してほしい。 ◇使用させてもらっている学校とのコミュニケーションはなくなるのか？諸連絡はすべて生駒市役所担当課になるのか、今後明示していただきたい。</p>	<p>説明会からの変更点につきまして賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>使用料につきましては、使用申請等の事務を、学校を通さずに行う必要があり、そのため、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付、各施設の状態の確認・電子錠トラブルへの対応にあたる経費及び予約システムの学校体育施設開放分の運営に係るランニングコストや電子錠のランニングコストから算出しております。総額で年間約560万円が運営に係る経費として見込んでおり、これを、使用見込み枚数に換算すると、1枚約1,500円となります。実際には、これに、光熱水費や施設整備費等がかかるべきです。学校体育施設開放事業で使用される光熱水費については、学校内の各施設ごとにメーターが設置されていないため、学校体育施設開放事業で使用した分を算出することができません。同様に、施設整備も、学校教育使用分と学校体育施設使用分で按分することが不可能なため、全て学校教育に必要な経費として学校に配当されている経費から支出されています。施設の老朽化に伴い施設整備の経費も高騰する中、学校体育施設開放事業として施設を学校からお借りしている分、光熱水費や施設整備に係る経費についていくばくかの充当が必要と考えています。ただし、学校体育施設開放事業につきましては、使用に際してのトイレ掃除や体育館フロアワックスがけなど団体の皆さまのご協力が必要ありますことから、社会体育施設使用料よりも安価となるよう設定しております。</p> <p>予約申請に係る手続きやキャンセル、返却の基準などにつきましては、今後規則や使用の手引き等を策定してまいります。</p> <p>運用に関しての申請や調整等は、学校の外部に設ける予定をしております。</p> <p>運用に関しまして詳細が決まり次第、現在学校体育施設を使用されている団体の皆さまへはご案内いたします。</p>
36	<p>(7) 使用の制限について平日の小学校体育館や運動場の使用には、小学校の学童保育活動に支障がないようにして下さい。16時・17時はまだ学童の児童が体育館や運動場で活動しています。 (11) 使用料等の減免について特別な理由があると認める時とはどういった理由でしょうか</p>	<p>学童保育所の学校体育使用の使用状況につきまして、各学校の学童保育所で、どのように学校体育施設を使用しているかの調査を行いました。日常的に使用しておられる遊具は、体育施設の占有箇所から外れますので、今まで通りお使いいただけます。今まで、学童保育所が体育施設を占有使用される際には、日程が決まっている場合は事前に予約され、学校休業日などは日々の空き状況を見て使用されていると把握しておりますので、変わりなく使用いただけると考えています。施設使用料については、学童保育は児童福祉法に基づき実施している施策であるため、かかりません。</p> <p>使用料等の減免について、特別な理由とは、市の主催事業を想定しています。</p>
37	<p>体育施設を使用しております。我々は体育施設に使用料を払って使用してますが、学校を使正在する団体はお金がかかることが不公平だと感じていたので今回の変更案に賛成です。我々含め体育施設利用者は使用料(青少年であっても定められた使用料)を払い、使用しておりますし、予約も他団体との競合があり、容易ではありません。今回の変更で使う人が使用料を払い、公平に気持ちよく利用できる施設であればいいなと思います。</p>	<p>日頃より社会体育施設をご利用いただき、また、今回の条例案にご賛同いただけたこと、ありがとうございます。</p> <p>社会体育施設の使用と学校体育施設の使用との間で生じていた費用負担や使用機会の不公平感について、解消を望む声は多数寄せられておりました。今回の条例案は、その公平性の実現を目的とし、学校体育施設においても、使用される皆さまに運営にかかる経費の一部をご負担いただく「受益者負担の原則」の適用を盛り込んでおります。市内でスポーツを実践される市民の方々が、公平に施設を利用されることとなり、なによりも学校体育施設開放事業が継続して実施できるための措置であると認識しております。</p>

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
38	<p>学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で一般市民の使用を許諾することは、社会体育の普及のために大切なことである。しかしながら、体育施設の貸し出し手続きは当該学校の教職員がサービス的に実施している現状は教職員の業務過多を改善を進めていく方針に逆行するものである。</p> <p>体育施設の貸し出し手続きにおいて、教職員の義務負担をなくすには、同業務のアウトソーシング等の手法を講じる必要があり、その為にはやはり経費がかかりその費用を生駒市民の税金で賄うか受益者が負担するかを選択しなければならない。そうなれば、多少は税金を投入しても、受益者がせめて光熱費等の実費を負担するのが妥当であり、他の生駒市民の理解を得られると考えます。1番に考えるのは教職員の業務過多を無くし、質の高い教育を実現するために力を注いでいただきたい。</p> <p>第2に教育施設を使用する方と使用しない生駒市民との不公平感を排除し、生駒市民全般がスポーツによる地域住民の健康増進やコミュニティの活性化を応援できる環境を構築することが大切である。以上のことから学校の体育施設を使用する際は、税負担を抑えるためにも受益者の費用負担はある程度必要と考えます。</p>	<p>ご指摘いただいている通り、学校体育施設開放事業における学校体育施設の貸し出し手続き等につきましては、本来学校教員の業務ではありません。学校体育施設開放事業は学校休業日を対象としていますが、平日の夕方も使用されている実情があり、これらの業務が学校職員の負担になっています。この負担を解消すべく、今回の見直しでは、学校を介さない仕組みの構築を導入し、運営に係る経費の一部を、受益者負担として使用されている団体の方々にご負担いただくものです。</p> <p>引き続き、学校教員の業務過多の改善、学校体育施設使用に係る不公平感の是正に取り組んでまいります。</p>
39	<p>学校施設を使用についてお金の支払いはやむを得ないと思います。我々もお金を払いグラウンドを使用してます。学校が一般に貸し出されるのであれば建民グラウンド等同様お金の支払いは必要かと思います。</p>	<p>日頃より社会体育施設をご利用いただき、また、今回の条例案にご賛同いただけたこと、ありがとうございます。</p> <p>長らく、社会体育施設の使用と学校体育施設の使用との間で生じていた費用負担や使用機会の不公平感について、解消を望む声は多数寄せられておりました。今回の条例案は、その公平性の実現も目的とし、学校体育施設においても、使用される皆さまに維持管理・運営経費の一部をご負担いただく「受益者負担の原則」の適用を盛り込んでおります。市内でスポーツを実践される市民の方々が、公平に施設を利用されることとなり、なによりも学校体育施設開放事業が継続して実施できるための措置であると認識しております。</p>
40	<p>市内の体育施設を利用している団体が利用料を支払って活動しているのに、学校施設を利用している団体は、無料で週に何度も同じ活動で利用している点が公平性が無いと思っていたので、今後は公平な利用ができると思います。</p>	<p>このたびの学校体育施設開放事業の見直しにご賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の通り、これまで社会体育施設をご使用いただく皆さんと、学校体育施設をご使用いただく団体の間で、費用負担や使用機会の公平性に課題が生じておりました。今回の条例案は、この「公平性の実現」を目的の一つとし、見直しにより、いずれの体育施設を使用される皆さまが気持ちよく、公平なルールのもとでスポーツ活動に打ち込める環境を実現したいと考えております。</p>
41	<p>平日の15時から17時で小学校の体育館を使用しています。PTAのバドミントンクラブです。平日の時間区分の中では、16時から17時の1時間しか使用しないので使用料を减免していただきたいです。よろしくお願い致します。</p>	<p>今回学校体育施設の各種取り決め等の見直しを行う際に、児童や生徒の安全面や学校行事、また、近隣住民の皆様へご迷惑とならない時間帯などを考慮し、小学校の開放時間を設定しました。現在ご利用いただいている時間帯は、使用される団体と学校との調整による特別な措置であると認識しています。。今回の見直しにあたり、現在使用しておられる団体を排除するものとは考えておりませんが、条例上定めのない時間帯の使用については、教育委員会と学校とが調整の上、検討させていただきたいと考えておりますので、ご了承をお願いします。</p> <p>すべての時間を1時間単位にすることは調整の煩雑さ等を招くことから、枠単位での使用料の設定としており、1時間でも使用の対象となります。</p>

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
42	<p>①現状の課題について、課題や取組みについての説明、共有のタイミングが遅い→これまで課題として認識しており、何らかの取組をされていたのであれば、利用者に対して共有したり意見を聞くタイミングがあったのではないか。今回の説明=制度変更という進め方には不信感を感じる。</p> <p>②使用料について青少年団体については、無料または使用料の減額、減免措置等を実施いただきたい。→今回の使用料徴収に伴って、活動のための部費を増額する可能性が出て来る。出来るだけ、家庭に負担のない形での活動を目指しているが、今後の方針によっては、家庭、保護者に負担をかけることになる。中学校の部活動が地域移行されることで、中学生の家庭にも金銭的な負担が増えるだけでなく、小学生の団体についても金銭的な負担が増えることは、これからの人子どもたちが気軽に活動に参加出来ない状況を作るのはいかない。健康で安心安全な子育てのためにも、現在の活動状況を何とか継続できるようチームや連盟としても取り組んでいく。ぜひ生駒市にも、その支援をお願いしたい。→使用料徴収の利用目的、用途を明確にしていただきたい。当チームでは、日常的に整備、土の補充、一斉清掃を行っており、道具、石灰等全て自己負担として、準備している。今回の使用料徴収で、どのように学校施設の整備をされるのか、わからぬ。また、学校により環境や状況は異なっていると思われるが、一律徴収して一律分配されるのか、不公平感は出てこないか。使用料を徴収するのであれば、これまで自己負担として準備していた備品を提供いただきたい。</p> <p>③使用申請時間外の入場許可→活動のための道具を学校敷地内の倉庫に片付けさせていただいているため、提示された9時～17時では、対外試合、遠方の大会時間間に間に合わせ参加出来なくなる。また、試合後道具の片付けに戻る場合でも、同様。使用申請時間以外でも、準備等の為の入場を許可いただきたい。</p> <p>④使用申請について、週2回以上の許可→祝日等が利用できなくなると、別の活動場所の手配、調整が必要となり、さらには活動自体の縮小の可能性が出て来る。</p> <p>⑤年間予約について、教育委員会への提出後、どのように調整されるのか。団体側の意見やすり合わせは出来るのか。またその為に、そのたびに同じ施設を利用する団体が集合して調整する必要があるのか。学校で行うのか、教育委員会(生駒市役所)にて行うのか。市内グラウンド等の予約日程と重ならないよう、検討いただきたい。(市内グラウンドは使用日の2カ月前予約と決まっているが、教育委員会でも使用日の2カ月前に調整を行うのであれば、複数担当者が必要なため)</p> <p>⑥年間予約については、一年間ではなく、3カ月、6カ月単位での申請をしていただきたい。→年間スケジュールが確定するのは、前年度の2月頃になるため、前年12月の提出では、利用しない可能性のある日についても仮押さえとして提出することになり、結果後日の調整が必要となる。</p> <p>⑦使用キャンセルについて、市内グラウンド等のルールと同じに徹底いただきたい。(キャンセル申し出、キャンセル可能期間、返金等)今回の方針変更については、進め方や目的等不明確な部分が多く、混乱しています。負担しないという訳ではなく、納得できる説明であれば、可能な部分は協力させていただく予定はあります。活動している選手、指導者、保護者に対する説明責任もあり、団体側の意見や要望を柔軟に取り入れていただきたいです。これまで学校体育施設の利用については、学校側とも協議し協力体制を取って実施してきました。学校運営協議会の取組にも積極的に協力しています。学校が地域の大事な拠点であるためにも、地域や利用者の声を聞いて取り入れていただき、共に守りたいとお願いします。</p>	<p>制度変更の進め方への不信感、青少年の活動負担、使用料の使途、および使用時間の制約に関する具体的なご懸念について、本市の考え方と対応を以下通り説明申し上げます。</p> <p>この間、学校体育施設を使用したい地域の団体の方々から、新しい団体が参入できない、特定の団体しか使用できず不公平だ、使用のルールを明確にしてほしいとの、意見をいたしました。このタイミングになりましたのは、近年社会的課題となっている学校教員の働き方改革への取り組みが急務であったこと、小中学校体育館に整備された空調設備を学校体育施設開放事業でも使用させていただくためには使用ルールの明確化が必要であったことからであり、併せて今まで課題となっていました使用ルールの明確化に取り組んだものです。</p> <p>今年度の早い段階で、現在学校体育施設を使用されている団体の皆さまへ、説明会を行い、ご意見や団体の状況を教えていただき、見直しに反映させ、また、このパブリックコメントでいただいたご意見を元に対応を検討していくスケジュールで取り組んでまいりました。しかしながら、学校体育施設を使用しておられる団体の把握に時間を要することとなり、説明会の開催が7月となりました。</p> <p>今回の使用料の設定は、施設を使用される受益者の方々に事業実施に必要な経費の一部をご負担いただく「受益者負担の原則」に基づき、事業全体を維持していくため、慎重な検討を行い導入させていただくもので、青少年団体の使用料につきましては、青少年の健全育成に寄与できるよう社会体育施設でも半額としており、同様に学校体育施設開放事業においても半額とさせていただいております。学校体育施設の運動場使用料は、社会体育施設のように指定管理事業者を配置し、体育施設としての専門的な整備を行う費用に充当されるものではありません。ご負担いただいた使用料は、学校体育施設開放事業全体の運営費である申請・予約から、使用承認、鍵の開錠・施錠といった一連の業務をシステム上で完結させ、外部に対応窓口を設け、学校教員の手を介さない仕組みに資する共通経費に充てられます。実際には、これに、光熱水費や施設設備費等がかかるべきです。学校体育施設開放事業で使用される光熱水費については、学校内の施設ごとにメーターが設置されていないため、算出することができません。同様に、施設整備も、学校教育使用分と学校体育施設使用分で按分することが不可能なため、全て学校教育に必要な経費として学校に配当されている経費から支出されています。学校体育施設開放事業全体に係る経費を使用される皆さんで按分いただくという考え方の元、一律の使用料としております。</p> <p>現行の学校体育施設開放事業においても、道具の保管について規定しているものではなく、教育委員会として認可するものではありませんことご承知ください。時間外に学校敷地内に入られることにつきましては、今後、学校と調整をし使用の手引き等でご案内いたします。</p> <p>年間予約の調整につきまして、団体のご事情等お知らせいただきありがとうございます。パブリックコメントでお示しております条例(案)では、制度の大枠を規定することとなります。このたびのパブリックコメントにおきまして、年間予約の方法や使用料の納付方法、キャンセルの基準等につきまして、様々なご意見をいただいている次第です。今後、いただいたご意見や社会体育施設の例を参考に、使用に係る事務手続きの流れを整理し、規則や使用の手引き等でまとめ、ご案内いたします。</p>
43	<p>○施設の維持管理費や光熱水費の高騰による学校経費の負担増を有料化の一要因としているが、学校開放により生じる体育館・運動場の管理に係る学校経費の負担額はどの程度か？また、負担額に対して使用料は妥当な金額か？○学校施設の使用料は社会体育施設に比べ安価となっているように思えるが、指定管理者に施設管理を委ね、十分な管理と利用者に対するサービスを行っている施設と比較して妥当な料金か？○徴収された使用料はどのように利用されるのか？各学校の利用に見合う額が各学校の経費に当てられるのか？○子どもの育成を担っている団体は大半がボランティアベースで、子どもの負担を減らすためにギリギリのところで運営しているケースが多く、半額にしているとは言え、新たに使用料が生じることにより、子どもの負担増に繋がる。子どもの育成という観点から、使用料を徴収することが妥当か？生駒市は子どもの育成及びそれを担う団体への支援についてどのような考え方をもっているのか？今回、体育施設のみを対象として使用料を徴収することとしているが、学校経費の負担増ということから、普通教室や特別教室の利用に対しても使用料を徴収する考えはあるのか？使用料の徴収については以上の疑問点について明確にご回答頂いた上で、子どもの育成を重視した、公平なルールを設定されたい。(できれば、子どもの育成に係るボランティア団体に関しては無料とし、社会体育施設についても学校施設の無料利用を踏まえた料金設定とされたい。)また、大人が使用料を負担することに異論はないものの、社会体育施設との違いを踏まえた料金体系、成人の健康維持に向けた利用しやすい利用時間区分とされたい。</p>	<p>学校体育施設開放事業実施において、使用に係る申請や調整、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担うべきではない業務が発生し、学校教員の勤務上の負担になっています。学校体育施設開放事業は、学校教育ではなく、社会教育として、学校の施設をお貸しで実施しているものです。学校教員の働き方改革への対応が急務となる中、これら使用申請等の事務については、学校を通さずに行なう必要があり、そのため、申請や鍵のデジタル化といった新たな運営システムを導入し、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付等への対応にあたる必要があります。これらの業務を委託する経費として約415万円を見込んでいます。学校体育施設開放事業で使用される光熱水費は、学校教育に必要な経費として予算化され、学校に配当されている中から支出されています。光熱水費の使用メーターは学校内の施設ごとに設置されておらず、一括なので、実際に学校開放事業で使用されている経費を算出することはできません。施設の維持管理に係る経費も、同様です。使用料の算出は小中学校体育館を3時間使用された場合の使用料を1,000円(指導者の元で運営されている市内在住・在学の中学生以下の方で構成された団体は500円)としたのは、予約システムの学校体育施設開放分の運営に係るランニングコスト(約350万円/年間)、電子錠の運営に係るランニングコスト(約110万円/年間)、使用に係る申請受付や調整、問い合わせ対応、電子錠への対応等を担う外部に窓口を設ける経費(約415万円/年)を、想定使用コマ数で按分し算出したところ、約1,500円となり、学校体育施設は、社会体育施設と比べて、施設の設備の違いや、施設の清掃や整備を從来から使用団体の皆さまにお願いしていることから、社会体育施設よりも安価となるよう設定したものです。学校体育施設開放事業は、学校教育の施設を地域に開放いただき学校からお借りし実施しております。そのため、社会体育施設として整備し管理運営を行っている施設と設備やサービスとは異なります。条例を制定するにあたり、ここ数年の使用状況から年間収入見込み額を約385万円と見込んでいます。ご負担いただきました使用料については、学校体育施設開放事業全体に係る経費として、外部に窓口を設ける経費、予約システムや電子錠及び防犯カメラのランニングコストの一部として充當します。歳入が歳出を上回る状況になれば、学校の経費で賄われている光熱水費や施設設備等の整備にも充てていきたいと考えております。青少年の健全育成は市としても重要であると認識しております。ご承知いただいている通り、青少年団体の使用料は一般的の半額としております。事業を継続させること、青少年団体の使用料を半額とすることで、活動の継続を支援したいと考えております。今回の条例(案)は、仮称ではありますが、「生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」で、対象施設は体育館と運動場で、それ以外の学校施設を対象とするものではありません。今回の使用料の設定は、施設を利用される受益の方々に学校体育施設開放事業に必要な経費の一部をご負担いただ「受益者負担の原則」に基づき、事業全体を維持し継続していくため、慎重な検討を行い導入させていただくこととなつたものです。施設を利用される方に使用料をご負担いただかないということは、学校体育施設の使用の有無にかかわらず、全市民が等しく学校体育施設開放事業実施のための経費を負担することになります。本市としては、使用される皆さまに経費の一部をご負担をいただきことで、事業自体を将来にわたって継続していかとを考えています。</p>

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
44	<p>1.趣旨と問題点 市の提案では、従来無料で利用できていた育友会等による小学校体育館の利用が有料化され、1回あたり1,000円(3時間)+エアコン使用料別途に変更されました。しかし、施設のグレートや管理体制を踏まえると、利用者負担とサービスの質との間に不整合が生じています。特に、有料化するからには設備不良に対する補填策が不可欠であると考えます。</p> <p>2.施設グレードと利用者負担の不整合 市立体育館には管理人が常駐し、空調や清掃、安全管理などが行き届いています。一方、小学校体育館では管理人不在で、利用者自身が清掃・開閉・準備をになってきました。そのうえ、雨漏り・照明不良・カーテン破損など、しばしば利用に支障がある状況があるにもかかわらず、返金や代替日の制度は明記されていません。</p> <p>3.他自治体及び生駒市体育施設使用許可事務取り扱い基準の事例 例えば船橋市では、行田運動広場などの体育施設において、気象条件や施設側の不具合で利用できなかつた場合は使用料を返金する制度が導入されています。</p> <p>44 生駒市でも「生駒市体育施設使用許可事務取扱基準 16雨天時の取扱い」では、「屋外施設が雨天により使用できなかつた場合は、各管理事務所においてその証明を受けた後、使用料の還付手続きをする。なお、同一施設で使用料が同じ時間帯の振替使用を可能とし、この場合、通常の申請方法(振替申請)によって受け付けできる。振替可能期間は、原則として3ヶ月以内とする。」 こうした事例に照らすと、生駒市の体育施設でも利用者の責に帰さない設備不良や環境要因で使用できなかつた場合に、返金または代替利用日の制度を明確に設けることを要望します。</p> <p>4.要望内容 有料化に伴い、雨漏り・照明不良・カーテン破損など利用に支障が出た場合は、返金または代替日の設定を制度化してください。利用者が清掃や管理を担い続ける現状を踏まえ、労務協力を考慮した制度設計を検討してください。</p> <p>5.結び 地域の育友会や保護者は、学校体育館を活用して子どもたちの体力づくりや地域交流を自主的に支えてきました。有料化にあたって、補填制度を設けずに一律に費用負担を求めるのは、市民にとって納得感を欠くものです。 ぜひ他自治体、生駒他体育施設の事例を参考に、利用者が安心して活動できる制度設計を検討していただきたいと強く要望いたします。</p>	<p>学校体育施設開放事業は、児童・生徒の教育活動の施設として整備され管理運営されている学校的施設を地域に開放いただき、学校からお借りし実施しております。実施にあたっては、使用に係る申請や調整、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担うべきではない業務を学校教員に担っていただいております。使用料の設定は、こうした業務を外部で賄う経費等、事業を継続していく上で必要な経費に充てるもので、学校体育施設開放事業実施に向けて学校体育施設の整備に充てるものはございません。空調代につきましては、実際にかかる電気代等を算出し設定し、今後料金改定などがありましたら随時変更対応してまいります。</p> <p>先にお伝えしました通り学校教育施設をお借りしておりますので、学校施設として整備しておられる状態でのご使用となります。また、そうした背景から、学校ごとに設備状況が異なることや、今まで通り今後も、ご使用後にはトイレ清掃などを担っていただくことにつきましてご理解ください。</p> <p>今回パブリックコメントを出させていただきました条例(案)では、学校体育施設開放事業の大枠を定めることになっております。今回のパブリックコメントにおいて、予約システムの使用方法やキャンセル、還付の対象となる事業等について、様々なご意見をいただいている。今後、いただいたご意見や社会体育施設の例を参考に、規則や使用の手引きを規定していきます。他の取り組みについて情報提供いただき、ありがとうございます。本市も他の市等の事例を参考に検討を重ねましたが、学校体育施設を使用している団体数や社会体育施設の整備状況等各自治体の状況は異なります。本市においては、これまでの学校教員の負担軽減と施設の管理・運営上のデジタル化を優先的に進め、事業継続に不可欠な最低限の経費をご負担いただくことといたしました。</p>
45	<p>小学校を拠点に活動する軟式学童野球の指導者として参加させていただいております。 当チームでは選手子供たちが野球を通じて、挨拶の出来る子、強い体力、健やかに育ててもらうよう健全育成を図りながら活動をしているところです。 このたびの説明資料運動場使用料の設定についてであります 1 運動場使用については金銭的な負担は全くかから無いと思われます。運動場利用終了すれば整備をして終了します。 2 部員(児童)も年々減少しているところで、使用料徴収により会費の値上げを考えなければならず、金銭の負担によりさらに野球離れが懸念されます。 等々の理由で運動場使用料徴収については見直しをご検討していただきたいものです。</p>	<p>使用後の運動場の整備へのご協力ありがとうございます。</p> <p>学校体育施設開放事業の使用料の設定は、事業の持続可能性を確保するために、慎重な検討を行い、事業にかかる経費の一部を受益者(使用者)の皆さんにご負担いただくという「受益者負担の原則」に基づき導入させていただくこととなつたものです。</p> <p>事業実施にあたっては、学校体育施設開放事業で使用される光熱水費の他、使用に係る申請や調整、使用団体の把握、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担うべきではない業務を、学校教員の善意により賄っています。学校体育施設開放事業は、学校教育ではなく、社会教育として、学校教育の施設をお貸しいただいて実施しているものです。よって、申請等の事務については、学校を通さずに行う必要があり、そのため、申請や鍵のデジタル化といった新たな運営システムを導入し、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付等への対応にあたる必要があります。これらの光熱水費や人件費は、今まで学校教育にかかる経費の中に混在し、可視化されることはありませんでした。しかし、これらの負担が大きくなり、このままでは、学校施設をお貸しいただくことが難しくなる可能性も出てきました。そのために、受益者の皆さんに一部をご負担いただき、事業を継続して実施していきたいと考えています。</p>

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
46	<p>クラブには小学生が男子チーム10名、女子チーム11名（令和8年度）が所属し、週に4回の練習を通じて体力づくりや仲間との協調性をはぐくんでおります。また、市内外の大会にも出場し、挑戦する気持ちや達成感を味わう機会にもなっております。これらの取り組みは、単なるスポーツにとどまらず、子どもたちの健全な成長や地域の活性化にもつながるものと考えております。</p> <p>子どもたちがこれからも安心して活動できるよう、下記①～⑤のような点についてご配慮いただけましたら大変ありがとうございます。</p> <p>①子どもたちの健全育成を目的とした活動に対し、使用料について減免措置や補助制度の設定 1ヶ月10,000円程度で、男女各10人チームだと年間1万6,000円プラスで会費必要)～せめて、1回250円くらいにしてほしい。何にどれだけお金がかかっている、かかると予測されるのかを計算・明示して、それに対してどれだけ施設利用料を徴収する必要があるかを説明してほしい。そうないとその500円が妥当なのかどうかもわかりにくい。 ホームもしくは市内の練習試合の開催が計画しにくい。 今後の運用や料金改定の際には、地域のスポーツ団体の意見も反映してほしい。</p> <p>②空調代の見直し 子どもの方が熱中症にかかりやすいため考慮してほしい。2,200円／時の場合、3時間利用で2,200円×3時間=6,600円。一ヶ月1回利用で6,600円×16回=105,600円。10人チームだと1か月1人10,560円の負担となるため高額すぎる。 聞いたところ、羽曳野市は1時間300円、四条畷市も1時間500円。 https://www.city.shijonawate.lg.jp/site/kyouiku/1637.html</p> <p>③地域の青少年育成に資する団体（ミニバス・少年団体等）については、体育館利用の優先枠を確保 現在使っている体育館が使用できなくなることで、保護者の送迎が困難、電車や自転車で来ていた子が来れなくなるなどの理由でチーム練習に参加できなくなる子供がいる。 抽選で他団体（特に成人団体）と競合した場合、平等に抽選ではなく、学生（小学生・中学生）団体を優先できるよう配慮してほしい。</p> <p>4現在週4回の練習日があるが、練習の場が減ってしまうと、子どもたちの活動の継続や成長に大きな影響が出るため、青少年団体のスポーツの習い事として曜日、時間が固定できる枠が欲しい。 青少年団体の構成に、市内在住→校区または隣接する校区の住人が半数を占める。そもそも生駒市内にミニバス女子は2チームしかなく、校区を限定すると、競技をしたいと思う子供達が入れ替わる度に、使用体育館を変更しなければならない。そもそも、小・中学校の児童数が違うため、マンモス校の施設に利用希望が殺到し、子供達のスポーツの機会が奪われる。逆に、小規模の小・中学校の利用率が悪くなり、効率、平等性がかけている。 他団体との利用調整が必要となった場合には、町教育委員会のご指導のもと、地域団体同士で協議できる場を設けてほしい。</p> <p>④設備の整備 管理が学校から市の管理に移行するのであれば、市の外部体育館と同じように設備を整え管理してほしい。 モップや扇風機が壊れている。カーテンが破れている。バスケットボールが剥がれている。定期的なワックスがけ等。 ⑤教育委員会を含めた小学校や中学校は教育機関であり、子供達の心身育成が第一だと思います。 どこもそうですが、スポーツ少年団は会費が抑える一方で、保護者の負担が大きく、なんとかそれで成り立っているという現状です。もし会費の大幅な増大や、体育館が取れないことによる安定的な活動の阻害・保護者の負担の増大(取れない場合は別途取りに行く必要が生じる)は、確実に減少に入る子供の数の減少に繋がります。ミニバスに限って言うと、生駒市には女子チームが2つのみしかなく、1つでも無くなるとバスケットをして出来なくなる環境にあり、今のバスケットボール人気とは正反対の方向に進んでしまいます。 これはバスケットに限りませんが、中学校の地域移行制度も含め、このままでは子供達のスポーツ離れが進み、元々の目的とは真逆の方に進んでしまうと思います。可能な限り、そういうことにならないように配慮してほしいです。 学校では学べない経験や体験がスポーツの部にはあると思う。生駒市のスポーツを体験する機会が少なくならないよう、スポーツを通しての学びや人との関わり合いなど豊かな経験を積める子どもたちの育成の場を大切にしてほしいと願っています。</p>	<p>実施しておられる活動が、子どもたちの健全育成や地域活性化に寄与されておられること十分に理解しております。このたびの使用料の設定は、施設を使用される受益者の方々に事業実施に必要な経費の一部をご負担いただく「受益者負担の原則」に基づき、事業全体を維持していくため、慎重な検討を行い導入させていただくこととなつたものです。学校体育施設開放事業は、学校教育施設を地域に開放いただき、社会教育活動の場として学校からお借りしているものです。学校体育施設開放事業実施に際して、使用に係る申請や調整、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担うべきではない業務を、学校教員に担つていただいています。学校教員の働き方改革が社会課題となる中、これら申請等の事務については、学校を通さずに行う必要があります。また、本来学校教育費として各学校に配当されている経費から、光熱水費や施設整備に係る経費が賄われています。これらの人件費や光熱水費は、今まで学校教育にかかる経費の中に混在し、可視化されることはありませんでした。しかし、これらの負担が大きくなり、このままでは、学校施設をお貸しいただくことが難しくなる可能性も出てきました。そのため、申請や鍵のデジタル化といった新たな運営システムを導入し、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付等への対応にあたる必要があり、これらに係る経費を受益者の方々に一部をご負担いただき、事業を継続して実施していかたいと考えています。</p> <p>予約システムは全ての社会教育施設等の予約システムであり、導入費は約2,020万円（国からの補助1,010万円）を見込んでいます。使用料につきましては、予約システムの導入費や電子錠及び防犯カメラの導入費は換算しておりません。使用に係る問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付、各施設の状態の確認、電子錠トラブルへ等への対応にあたる経費として年間約415万円を見込み、予約システムの学校体育施設開放分の運営に係るランニングコストが年間約35万円、電子錠の運営に係るランニングコストを年間約110万円見込んでいます。結果、総額で年間約560万円が運営に係る経費として見込んでおり、これを、使用見込み枚数に換算すると、1枚約1,500円となります。実際には、これに、光熱水費や施設整備費等がかかるべきです。学校体育施設開放事業で使用される光熱水費については、学校内の各施設ごとにメーターが設置されていますが、算出することができません。同様に、施設整備も、学校教育使用分と学校体育施設開放事業使用分で按分することが不可能なため、全て学校教育に必要な経費として学校に配当されている経費から支出されています。施設の老朽化に伴い施設整備の経費も高騰する中、学校体育施設開放事業として施設を学校からお借りしている分、光熱水費や施設整備に係る経費についていくばくかの負担が必要と考えています。繰り返しになりますが、現状のままの仕組みでは、学校体育施設開放事業の継続が難しい状況であり、継続していくために、事業全体にかかる経費の一部を受益者の方々ご負担いただくものです。社会体育施設も含め、使用料の改定には社会状況を十分に踏まえる必要があります。今後、使用料を改定せざるを得ない社会状況が生じた場合には、事業実施の全ての経費を使用料で賄えない中、使用的有無にかかわらず、全市民が学校体育施設開放事業実施のための経費を負担する点も考慮し検討を行ってまいります。本市としては、使用される皆さまに経費の一部をご負担をいただくことで、事業自体を将来にわたって継続していきたいと考えています。空調代につきまして市他の事例紹介をありがとうございます。小中学校の体育館は、学校生活において、授業や行事などを使用頻度が高く、また、災害時には避難所として利用される施設であることから、学校教育上の子どもたちの体育館での活動中の熱中症等の予防と、避難者の方々の体温管理のために、空調設備が整備されました。学校体育施設開放事業におきましても、この空調設備を使用させていただこうと実際にかかる電気代等の算出を行いましたところご案内の金額となりました。この金額につきましては、今後料金改定があれば随時対応してまいります。</p> <p>地域の青少年育成へのご貢献に感謝いたします。</p> <p>市内には、青少年の健全育成にご貢献いただいている多くのスポーツ団体が、学校体育施設や社会体育施設等を使用して活動しておられます。これまで社会体育施設をご使用いただく皆さんと、学校体育施設をご使用いただく団体の間で、費用負担や使用機会の公平性に課題が生じておりました。また、新たに学校体育施設の使用を希望する団体から、使用申請の手続方法やルールが不明瞭で新規参入できないとのご意見も届いています。今回の条例案は、この「公平性の実現」を目的の一つとし、見直しにより、体育施設を使用される皆さまが公平なルールのもとでスポーツ活動に打ち込める環境を整えたいと考えております。</p> <p>使用登録や使用調整につきまして、状況をお知らせいただきありがとうございます。今回のパブリックコメントでは、使用登録や使用調整、システム使用、キャンセルや減免の基準等について様々なご意見をいただいております。今後、いただいたご意見や社会体育施設の例を参考に、詳細につきまして規則や使用的手引きを定めてまいりますので、参考とさせていただきます。</p> <p>学校体育施設の運動場使用料は、社会体育施設のように指定管理事業者を配置し、体育施設としての専門的な整備を行う費用に充当されるものではありません。ご負担いただいた使用料は、学校体育施設開放事業全体の運営費、光熱水費や施設の維持管理の充當や、申請・予約から、使用承認、鍵の開錠・施錠といった一連の業務をシステム上で完結させ、外部に對応窓口をも設け、学校教員の手を介さない仕組みに資する共通経費に充てられます。学校体育施設開放事業は、学校教育の施設を地域に開放いただき、社会教育として学校からお借りして実施しています。そのため、学校施設として整備された状態の施設をお借りすることになります。青少年団体の使用料につきましては、青少年の健全育成に寄与できるよう社会体育施設でも半額としており、同様に学校体育施設においても半額とさせていただいております。</p> <p>現状のままの仕組みでは、学校体育施設開放事業の継続が難しい状況であり、継続していくために行う見直しなっておりますことをご理解くださいますようお願いいたします。</p>

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
47	<p>市民がスポーツを通じて健康で豊かな地域生活を育むために、居住地域の学校施設を活用して地元住民との交流を保つことは、地域コミュニティーの形成に大変意義ある。</p> <p>地域住民が学校施設を使用する場合の施設利用料の負担は、受益者負担として施設を適正に管理する観点からも必要であると考える。</p> <p>今回の学校施設利用に関して次の3点を要望する。</p> <p>1 活動中団体の継続可能な運用</p> <p>現在、地域住民が有志で継続的に活動しているスポーツ団体が引き続き活動できる内容で進めてほしい。</p> <p>理由 現在、あらゆる自然災害が想定される中、公助としては地域自治体の限られた財源において、広くきめ細やかな活動を行うことは限界があり、自助・共助の重要性が増している。</p> <p>自助としては昨今の防災意識の高まりにより、防災グッズや備蓄食等の準備が進みんでいるが、共助としては個人意識の高まりにより、自治会やPTA未加入者の増加、近隣住民との関係性の希薄化が進んでいる現状にある。</p> <p>そのような現状の中、学校区域内に居住する者が継続的に学校施設を利用している団体の活動は、地域コミュニティーの形成や市民の健康で豊かな生活の醸成に寄与していることは言うまでもなく、令和6年に示された、生駒市第2期スポーツ推進計画における</p> <ul style="list-style-type: none"> ・だれもが気軽にスポーツができる環境の整備 ・地域スポーツによるまちづくりの展開 <p>にも少なからず寄与できるものと思われる。</p> <p>2 施設予約の年間指定制度の導入</p> <p>当該年度分を年度当初にまとめて予約できるようにしてほしい。</p> <p>理由 継続して活動するには定期的な活動場所を確保する必要がある。</p> <p>現在、学校施設を借用し定期的な活動場所の確保ができているため、「毎週土曜日の午後は同スポーツに参加する」など、日常生活の計画に取り入れやすく、また、自宅の近辺で活動できることも、持続的に参加しやすい環境を生み出している。</p> <p>生駒市の体育施設のようにその都度予約する方法では、施設管理側の事務負担の増加が見込まれ、地域団体側も申込手続を頻繁に行う必要があり、団体の活動計画が安定せず、行く行くは地域に根差したスポーツ団体としての活動が衰退していくことは明白である。</p> <p>老若男女が世代を超えて長期的に持続している地域コミュニティーの場を無くしてしまうのは、今まで築き上げた地域活動の財産を減することになる。是非とも学校区域内地元住民が有志で継続的に活動できる制度の導入をお願いしたい。</p> <p>3 施設使用料の支払い方法の検討</p> <p>施設使用料は使用確定分を1ヵ月まとめて入金するようにしてほしい。</p> <p>理由 先の2において、年度当初に年間まとめて予約できるよう要望しているが、その時点で使用料金の納付が必要となれば、納付額が高額となり地域団体の負担が大きく一度に納付することは困難である。</p> <p>また、今まで体育馆を借用してきた経験から、急な学校行事の追加や、施設の修繕・工事、自然災害の警報発令による使用禁止など、急遽施設が使用できなくなる事があり、現在も前月下旬に翌月分の使用可能日が学校側から示されて活動している現状にある。</p> <p>使用料の納付は予約とは別に、使用する時間分を1ヵ月分まとめて支払うこととすれば、施設管理側と地域団体側双方に事務負担の軽減が見込まれる。</p> <p>できれば、使用月の翌月に、使用的した時間分を支払うことが理想ではあるが、市の財務規則等により前払いが原則なのであれば、現状のように使用見込みが確定した前月下旬に1ヵ月分を支払い、地域団体側の事情ではなく、市側(学校側)の事情により使用不可となった場合は、返金または翌月分での清算として運用していただきたい。</p> <p>以上3点を意見として申し立てさせていただくが、長年にわたり、生駒市住民の地域コミュニティーを維持し育んできた団体に対して、寛大な措置を行っていただくことを切に願う。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘の通り、継続的な地域団体による活動は、スポーツ振興のみならず、地域防災における「共助」の担い手としても極めて重要であると認識しております。今回の見直しは、学校体育施設開放事業の運営を持続可能な仕組みとしていくために行うものです。また、新たな団体が学校体育施設を使用しやすくなるよう使用申請手続きを明確化することで、新たな地域コミュニティーの形成も期待できます。</p> <p>施設予約の方法や施設使用料の支払い方法につきまして、熟考いただきご提案をありがとうございます。</p> <p>ご指摘の通り、地域に根差した団体の活動を継続するには、定期的な活動場所の固定的な確保が不可欠であると認識しております。</p> <p>今回の見直しによって、施設使用申請方法も下記の通り整えました。</p> <p>【施設使用申請方法】</p> <p>施設予約システム及び窓口で申請を行うことができます。</p> <p>現在、想定している具体的な申請方法は以下のとおりとなります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.学校施設の使用を希望する団体の登録を行います。 2.学校体育施設使用可能団体の内、新たな地域クラブ、青少年団体、地域団体は、翌年度分の年間使用希望日を毎年12月(今年度は初年度であり、条例議案が議決後の手続きとなるため、令和8年1月ごろを予定)に教育委員会に提出し、その後調整会議を行います。(同団体の使用は原則として1週間に2回までとします) 3.一般団体の使用、「新たな地域クラブ、青少年団体、地域団体の年間調整分以外の使用」を希望される場合は、使用日の2ヶ月前の同日からシステムや窓口で予約受付を開始します。 <p>施設予約の方法や施設使用料の支払方法については、今回のパブリックコメントにおきましても様々なご意見をいただいております。</p> <p>今後、いただいたご意見や社会体育施設の例も参考に、使用に係る事務手続きの流れを整理し、規則や使用の手引き等でまとめ、ご案内いたします。</p>

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
48	<p>小学校バドミントン部を代表して意見を提出します。</p> <p>当部は当小学校に通う子どもの保護者間の交流と健康増進を目的として、有志により数十年前に設立されました。以降OB・現役保護者の交流拠点とし、経験の有無を問わず、また未就学児の帯同もできるよう安全に配慮しながら活動してきました。我が子がお世話になった学校であり、丁寧な使用と清掃を常にみんなで心掛けています。受益者負担は理解しますが、当小学校は金管クラブの楽器搬出入のため、活動日の1ヵ月程前に、駐車場の利用が制限される旨の連絡が来ることがあります。また、体育館のカーテンは大きく、かつ、動きが悪いため、開閉には大変気を遣います。</p> <p>さらに条例(案)(12)において、使用料は、維持管理費と水光熱費が含まれるとの説明のところ、利用を取り止めた場合には使用しなかった水光熱費としての内訳分は還付されるべきと考えます。但し、手続きが煩雑になるとを考えられるため、還付を受けるか、空き日時への振り替えができることが望ましいと考えます。</p> <p>これらのことから以下5項目を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①駐車場利用ルールの策定及び予約後、駐車場の利用に制限が加えられた場合を「特別の理由」(条例(案)(12))とし、キャンセル及び全額の還付を認めること。 ②「特別の理由」(12)の有無に問らず、予約した日時に利用しない場合は、事前に、空き時間へ振替える又は全額若しくは一部の還付を受けるかのいずれかを利用団体が選択できること。その場合、キャンセル期限や回数に制限を設けること。 ③使用料及び空調使用料の内訳並びに受益者負担の考え方を公開すること。 ④防犯カメラ設置の場合の運用ルールを開示すること。 ⑤学校により操作性や不具合の生じやすさが異なる設備については、必要な注意を払って使用されているものと推定し、利用団体側に明らかな落ち度がある場合を除き、免責とすること。 	<p>学校体育施設の使用に際しまして、丁寧なご使用と清掃の実施をありがとうございます。</p> <p>学校の施設をお借りしているため、学校のご事情で体育施設を急遽使用できない状況が発生することが想定されます。そうした場合の還付については、十分配慮し基準を設けてまいります。今回のパブリックコメントにおきまして、キャンセル等ご使用に際してのご意見、ご要望を種々いただきました。いただいたご意見や社会体育施設の例も参考に、予約申請から実施に係る流れを整理しまとめ、ご案内してまいります。</p> <p>使用料の受益者負担の考え方につきまして、ご説明いたします。学校体育施設開放事業実施にあたっては、施設使用に係る申請や調整、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担うべきではない業務を学校教員に担っていたいです。学校体育施設開放事業は、学校教育ではなく、社会教育として、学校教育の施設をお貸しいただいて実施しているものです。今般社会課題となっております学校職員の働き方改革への対応として、申請等の事務については、学校を通さずに行うことが急務であり、そのため、申請や鍵のデジタル化といった新たな運営システムを導入し、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付等への対応にあたる必要があります。また、学校体育施設開放事業使用に伴う光熱水費等は、学校教育の経費として学校に配当されている経費から支出されています。これらの人件費や光熱水費は、今まで学校教育にかかる経費の中に混在し、可視化されることはありませんでした。しかし、これらの負担が大きくなり、このままでは、学校施設をお貸しいただくことが難しくなる可能性も出てきました。そのため、受益者の皆さんに一部をご負担いただき、事業を継続して実施していきたいと考えています。</p> <p>小中学校の体育館は、学校生活において、授業や行事など使用頻度が高く、また、災害時には避難所として利用される施設であることから、学校教育上の子どもたちの体育館での活動中の熱中症等の予防と、避難者の方々の体調管理のために、空調設備が整備されました。学校体育施設開放事業におきましても、この空調設備を使用させていただこうと実際にかかる電気代等の算出を行いましたところご案内の金額となりました。この金額につきましては、今後料金改定があれば随時対応してまいります。本市では、「防犯カメラの設置及び管理運用に関するガイドライン」に基づき、学校を含む公共施設に防犯カメラを設置しております。新たに設置する防犯カメラにつきましても、このガイドラインに基づき管理運用いたします。このガイドラインは、市HP内でご確認いただけます。（https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000005/5186/2016gaidi.pdf）</p> <p>施設の設備につきまして丁寧にご使用いただきありがとうございます。学校設備の不具合を使用の際に把握された場合の対処方法を、今後作成する使用の手引きに記載することといたします。設備の故障により、学校教育に影響が出ないように、使用される団体の皆さまと情報を共有し対応したいと考えております。学校体育施設をお借りするにあたり、施設や設備をどのように使用させていただけるのか、学校の意向を確認し、その範囲の中で生じた場合は免責対象となると考えます。</p>

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
49	<p>今回の発想のきっかけは何でしょうか？はっきり示してください。</p> <p>1・事業の目的の社会体育の普及、考え方方に同意致します。</p> <p>2.現状の課題 学校施設利用ルールが異なるのは当然生じて構わないと考えます、先生それぞれ保護者それだから交流が必要。（使用している小学校の場合いつも先生方にお世話になっているので、今まででは体育館のワックス掛け、学校の草刈りにも参加しています） 施設の管理方法、台帳、鍵、申し込み手続き、各学校の方針で地域性があって体育施設利用者は今までの方法で負担には思っていないと思う。 施設管理者（学校教員）の負担は今後体育施設利用者が何をすればよいか指示してもらえば利用者が動けば良いと考えます。 体育館空調施設等の費用については、現在でも3時間500円で使用している所が有るので利用者がその都度支払う方法で良いと考えます。</p> <p>3.課題に対する現在の取り組み R5・R6・R7については実施しても良いと考えますが、問題点としての鍵の受け渡し等の教員の業務負担軽減は良いが、自視による現地確認しない今まで防犯管理が出来ないのでと思います。</p> <p>4.現行事業からの変更点 使用料の設定、使用可能団体の要件の統一や明確化、使用に関する運用ルール使用区分、使用時間等の設定、すべて関係者で協議により決定すれば良いと考えます。</p> <p>5.事業開始時期、考え方方に同意致します。</p> <p>6.使用対象校・対象施設、考え方方に同意致します。</p> <p>7.使用可能団体 概ね10人以上団体ですが種目によっては4.5人からでも出来るので人数変更お願いし、責任者、非営利団体、利用者については生駒市在住、在学、在勤者が半数以上については同意します。使用者や団体の種別、新たな地域クラブ、青少年団体、地域団体、一般団体と区別するのは使用料金に差がついているように思っています。国の方針により学校部活動の改革、教員の就業改革（土日の指導禁止）については同意しましす、教員の指導者の代わりに「新たな地域クラブ」を作つて今後の学校部活動の在り方の考察については良いタイミングと考えますが、「青少年団体」については、学校部活動以外の優秀選手養成のためのクラブチームの存在をイメージします、この類のクラブチームは練習場所の確保が難しいのが現状と聞いています、生駒市の体育施設を優先的に使用しだすと、「地域団体」「一般団体」はなかなか利用できない状態が起きると考えます、本来学校体育施設開放の趣旨である生駒市における社会体育普及のための考えにも反すると思う、もちろん学校教育に支障の無い範囲での考えには同意しますが、区分がどのような意味を持つのかわかりませんので教えて下さい。</p> <p>8.使用対象日</p> <p>9.対象となる部活動</p> <p>10.使用対象時間区分 上記8番から10番については同意します。</p> <p>11.施設使用料 使用者や団体の種別で申しました通り区別する理由、意味が理解できません、学校部活動の変革がきっかけで始まった、「新たな地域クラブ創設」については、学生さんが優先して体育施設を利用するのを目的とするのであれば、学校教育に支障の無い範囲を適用して優先的に体育施設の利用できるようにすれば良いと思います、今まででは学校部活動はその学校で、その学校の先生が、その学校の体育館、運動場を使っています、今後も土日の指導者が変わっても、使用場所の変更是特別な時だけです、もともと学校体育施設開放事業の目的は社会体育普及のためです、学校体育施設の利用に学校の教育に支障の無い範囲で幼児、児童、生徒及び一般市民の使用に供するものとする、とあるのに使用料の格差には同意致しかねますので考え方直してもらいたいものです。</p> <p>体育館施設冷暖房使用料が1時間2,200円ならば、4時間8,800円は高いので、社会体育の普及の精神で安くして欲しいです、尚金額の算出根拠も教えて欲しいです、因みに私は一般家庭の電気代のイメージしか解りません、新しい体育館、緊急避難所施設としての考え方立つと、どのような施設になるのか考える力が無いです。</p> <p>12.施設使用申請方法 同意致します。</p>	<p>学校体育施設開放事業の見直しのきっかけにつきまして説明いたします。 学校体育施設を使用したい地域の団体の方々から、新しい団体が参入できない、特定の団体しか使用できず不公平だ、使用のルールを明確にしてほしいとの、意見をいただきており、使用対象となる地域の団体が申請できるようルールの明確化が必要となりました。 また、学校体育施設開放事業実施にあたっては、施設使用に係る申請や調整、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担うべきではない業務を学校教員に担っていただいておりましたが、昨今の学校職員の働き方改革への対応のため、学校を介さない仕組みを構築せねばならず、それらの業務を外部に依頼するため費用がかかります。また電気代や水道代、使用に際する施設や設備の整備費用についても学校教育の経費からの負担となっており対応が必要です。</p> <p>ご意見いただきております内容は、7月16日に開催いたしました団体説明会で配布した資料の項目となっております。 今回のパブリックコメント資料では、団体説明会でいただきましたご意見を元に、変更した箇所があります。団体説明会にご出席いただいた団体各位へは、9月1日付でパブリックコメント実施のご案内としてパブリックコメント資料と説明会からの変更点をまとめた資料を郵送しておりますので、そちらもご確認くださいますようお願いいたします。</p> <p>以下、ご意見について説明いたします。 学校体育施設開放事業は学校教育の施設を地域に開放いただき、社会教育活動の場として学校からお借りしています。学校には、学校体育施設開放事業を管理する者は常駐しておらず、翌日の学校の行事や授業に支障がないよう、今まで実施いただいている使用後のトイレの清掃や、年間で実施されている体育館フロアのワックス掛けや運動場の草刈りにつきましてもご協力ををお願いすることとなります。 今回の見直しは、保護者の方と学校職員との交流を妨げるものではありません。学校体育施設開放事業全般に係る事務処理やトラブル対応等の業務が、やらなければならぬ仕事として発生し、学校職員の負担になっていることが問題となっております。 使用申請や、調整、問い合わせや、電子錠トラブルの対応等の業務を、学校外に設ける必要があります。学校体育施設開放事業は、平日の夕方から夜間、休日のご使用となり、これらの対応を行なうには、安定した体制による業務委託が必要と考えています。また、個人情報を取り扱うことや学校体育施設を使用したくても、今使用しておられる団体以外から新たに参入できない、との声も届いていることから、使用団体の方々による管理運営ではなく、外部への委託が望ましいと考えています。 現在使用しておられる社会体育施設は、指定管理者が常駐しており、スポットクーラー使用料金も施設使用料と併せて支払いが可能ですが、学校体育施設には学校体育施設開放事業を管理する者がおりません。よって、空調設備につきましては、プリペイドカードによる使用を想定しています。 本来学校体育施設開放事業は、学校休業日の中9時から17時までを対象とした事業ですが、学校と団体の調整により、平日の夕方など、様々な時間帯での使用が展開されている実態が判明いたしました。現在学校体育施設を使用されている団体は約100団体おられます。それぞれの団体がそれぞれの学校のルールで使用されておられることから、一定の枠を設定させていただきました。使用時間帯の設定につきましては、説明会で団体の皆さまからいただいたご意見を元に柔軟に対応できるようパブリックコメント資料を変更しております。また、運用の詳細につきましては、今回のパブリックコメントでもたくさんのご意見をいただきており、今後、策定する規則や運用の手引き等において参考にさせていただきます。 使用資格の「構成員が10人以上であること」につきましては、少人数で限られた時間帯を使用されるとなると多くの方に使用いただくことに制限がかかることがありますことから、団体の構成員数に一定の人数規模を定めたものですが、「10人」を必須とせずに、「概ね10人」に変更いたします。 青少年団体につきましては一般料金の半額となります。ここで規定しています青少年団体とは、アスリートを目指す選手などを育成するクラブチームではなく、指導者の元で運営されている市内在住・在学の中学生以下の者で構成された団体(使用する学校の校区及び近隣の校区に団体の構成員の半数以上在住、在勤、在学していることを原則とする)と位置付けています。 本市では、市内中学生以下の団体のスポーツ活動を進めるため、社会体育施設では市内一般団体(高校生以上の利用団体)の半額の施設使用料の青少年料金を設定しています。学校体育施設開放事業でも社会体育施設と同様に青少年料金を設定し、学校部活動の地域移行を見据えた新たな地域クラブ活動を含めた市内青少年のスポーツ活動を支援する取り組みを進めることをご理解いただければと思います。 小中学校の体育館は、学校生活において、授業や行事など使用頻度が高く、また、災害時には避難所として利用される施設であることから、学校教育上の子どもたちの体育館での活動中の熱中症等の予防と、避難者の方々の体調管理のために、空調設備が整備されました。学校体育施設開放事業においても、この空調設備を使用させていただこうと実際にかかる電気代等の算出を行いましたところご案内の金額となりました。この金額につきましては、今後料金の改定があれば随時対応してまいります。現在、社会体育施設に設置しておりますスポットクーラーと異なり、今回学校体育館に設置されたのは空調設備で、台数も性能も異なります。また、体育館は、一般のご家庭の各部屋などとは空間も異なり、また、球技ができるよう天井が高い建物となっておりますことから、その空間を冷やしたり温めたりするには相当の容量が必要となり、そうした規模の設備が設置されていますため電気代等が、ご家庭の空調使用と比較して高くなります。</p>

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
50	<p>1.公共施設としての本来のあり方について 維持管理費や光熱費、空調設備費などの経費は、そもそも市の予算で計画的に賄われるべきものであり、地域の青少年や住民の健全育成や交流の場を目的とした学校施設の使用に関して、利用者から直接徴収する形で補填すべきではありません。</p> <p>2.地域連携と健康増進への影響 現在、挨拶運動や防災訓練等を通じて、地域と学校とのつながりを深める取組がなされており、学校施設の地域開放はその重要な一環です。地域交流や健康増進を目的とするスポーツ活動が、過度な制限や経済的負担によって妨げられるような制度となってはなりません。 学校施設は、専用のスポーツ施設とは異なり、地域住民が「気軽に」利用でき、交流を深めるための場です。その本来の趣旨を踏まえ、今後も地域に開かれた存在であり続ける必要があります。</p> <p>3.具体的な提案</p> <p>①利用者区分の明確化 利用者区分を以下の2つに明確に分け、利用料金もそれぞれに応じた設定とすることを求めます。 区分A(減免対象):青少年団体、地域団体 区分B(通常料金対象):一般団体</p> <p>②利用時間帯の柔軟な設定 「学校教育に支障のない範囲での利用」を前提とし、以下のように平日夕方の利用も可能とするべきです。 小学校の平日利用時間帯 →「夕方15:00～18:00」「夜間18:00～21:00」 ※注釈として「児童の下校後に限る」ことを明記。 また、長期休暇中の利用については、他市の多くが「休日」に準ずる扱いしており、生駒市でも同様の運用が望まれます。</p> <p>③予約期間とキャンセル制度の見直し 現行案でキャンセル不可、あるいはキャンセル料が必要となるのであれば、1年単位の予約は負担が大きすぎます。 3ヶ月単位での予約・更新とすることで、利用者側の実情にも即した柔軟な運用が可能となります。</p> <p>④使用料徴収に対する施設管理責任の明確化 もし使用料が発生する場合は、施設の適切な管理(例:体育館床のワックスかけ、清掃用具の設置や管理)も、行政側の責任として明確化されるべきです。使用者側に清掃や管理を求めるのであれば、その分の料金徴収には合理性がありません。 以上の点を踏まえ、地域と学校の良好な関係を維持しつつ、誰もが利用しやすい制度となるよう、再検討を強く要望いたします。</p>	<p>学校体育施設は、学校教育のための施設として公費により整備されています。 このたび導入されました体育館の空調設備導入費や、他の社会教育施設等の施設予約管理システム導入費も公費で賄っております。学校体育施設開放事業は、学校教育の施設を地域に開放いただき、社会教育活動の場として学校からお借りしているものです。今回の使用料の設定は、事業全体を今後も維持していくため、慎重な検討を行い、施設を使用される受益者の方々に事業実施に必要な経費の一部をご負担いただく「受益者負担の原則」に基づき、導入させていただくことになったものです。 挨拶運動や防災訓練等を通じて、地域と学校とのつながりを深める取組がなされていることにつきまして感謝申し上げます。こうした学校の行事としての取り組みにつきましては、学校体育施設開放事業の対象とはなりません。 対象となりますのは、社会教育活動の場として団体が施設を占有使用される場合となります。 学校体育施設開放事業は、本来学校教員の業務ではないことを学校教員の方々が担っておられたうえで成り立っていたことや、光熱水費などが、学校教育費として学校に配当されていた経費から支出されていたことが課題となっていました。また、こうした経費が学校の経費の中に含まれていていたために可視化されることはありませんでした。しかし、こうした状況に限界が生じ、このままの実施方法では、学校体育施設開放事業の継続も危ぶまれる状況となっています。使用に係る光熱水費の学校負担や団体使用にあたっての申請受付や調整、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担うべきではない業務については、学校を通さずに行う必要があり、そのために、申請や鍵のデジタル化といった新たな運営システムを導入し、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付等への対応にあたることになります。こうした事業運営にかかる経費の一部を受益者の皆さんに一部をご負担いただき、事業を継続して実施していただきたいと考えています。 学校体育施設開放事業にかかる経費は、使用料の歳入見込み額では賄えるものではなく、経費の一部を使用者の皆さんに受益者負担としてご負担いただくものです。ただし、青少年団体につきましては、青少年の健全育成の観点から、社会体育施設にらい半額としております。成人の方々の団体におかれましては、通常の使用料のご負担をお願いするものです。 使用調整を簡素化し、使用団体が確実に使用できる時間帯を確保するため、平日の開放開始時刻は、学童保育所の使用が終了し、学校業務との調整が可能な16時からを基本といたします。また、現状、平日の夕方の時間帯を柔軟な時間帯で使用しておられる団体が多くおられたことから、2枠を設定すれば枠をまたぐ3時間使用の場合、倍額の負担となるため条例(案)の時間区分といたしました。 長期休業中の時間区分につきましては、休日の時間区分を準用するよう検討しております。ただし、長期休業中も学童保育所に通う児童は登校しており、運動場や体育館で活動しています。児童の活動を優先し調整したうえで、学校体育施設開放事業として学校からお借りできる時間帯の調整を行います。 予約期間やキャンセル、還付対象の基準などにつきましては、今回のパブリックコメントで様々なご意見をいただきました。今後、いただいたご意見や社会体育施設の例も参考に、事務の流れを確認し、規則や使用の手引き等にまとめ、ご案内いたします。 学校体育施設の使用料は、社会体育施設のように指定管理事業者を配置し、体育施設としての専門的な整備を行う費用に充当されるものではありません。また、収益を得て新たに施設の整備を行うためのものではなく、繰り返しになりますが、ご負担いただいた使用料は、学校体育施設開放事業全体の運営費である申請・予約から、使用承認、鍵の開錠・施錠といった一連の業務をシステム上で完結させ、外部に対応窓口を設け、学校教員の手を介しない仕組みに資する共通経費に充てられます。実際には、これに、光熱水費や施設整備費等がかかることがあります。今までは、本来学校教員の業務ではないことを学校教員の方々が担っておられたうえで成り立ち、光熱水費などが、学校教育費として学校に配当されていた経費から支出されており、こうした経費が可視化されることはありませんでした。しかし、こうした状況に限界が生じ、このままの実施方法では、学校体育施設開放事業の継続も危ぶまれる状況となっています。学校体育施設開放事業を今後も維持し継続させていくために、上記仕組みを構築する必要があり、その経費の一部を施設を使用される受益者の方々にご負担いただくものです。 学校体育施設を学校からお借りしているため、翌日の学校活動に影響が出ないよう、今後も、学校体育施設を使用された際には、トイレの清掃や体育館フロアのワックスかけ、運動場の草刈など、ご協力ををお願いすることになります。</p>

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
51	<p>1.利用ルールの公平性について 学校ごとに使用ルールが異なるため、公平性が保たれていないとのことですが、学校の規模や体育館の大きさ、地域の特色によって一定の違いがあるのは理解できますが、具体的にどの部分で不公平を感じているのかを明確化し、市として整理したうえで説明いただきたいです。</p> <p>2.健康づくり施策と利用料の矛盾について 生駒市は市民の健康づくりを推進し、さまざまな取り組みを行っている一方で、施設利用に金銭的負担を課すことは施策の趣旨と矛盾します。特に、運動不足解消や介護予防に逆行し、現に活動している地域団体の存続も危ぶまれるような制度ならば、再考すべきです。</p> <p>3.エアコン使用料の根拠について エアコンの使用料を2,200円とした算定根拠を明らかにしていただきたいです。維持管理費や光熱費、空調設備費用は本来、市の予算で計画的に賄うべきであり、青少年や地域利用者に二重の負担を課すのは不合理と考えます。学校体育館は市民・児童のための公共施設であり、營利目的ではないため、市民負担の軽減を求めます。</p> <p>4.地域団体の優先利用について 地域団体は長年にわたり、地域交流や施設管理に貢献してきました。そのため、地域団体が優先的に利用できる時間帯や曜日を設けるなど、利用調整の仕組みを検討いただきたいです。</p> <p>5.学校職員の負担軽減と管理体制について 学校施設は市民にとって大切な公共資源であり、地域団体も床のワックスがけや草刈りなどの協力を続けています。「学校職員の負担軽減」を目的とするのであれば、予約管理や金銭管理を市が担うだけでは不十分であり、別途の管理者配置も必要ではないでしょうか。学校職員の負担が具体的にどの部分にあるのかを整理し、市と地域で協議することを求めます。</p> <p>6.地域団体活動の継続について 地域団体は地元の年代の違う人の集まりです。育児の助力になるだけではなく、家庭生活の安定にもつながっています。改定によって地域団体の活動が継続できなくなることのないように配慮願います。 今回の改定が地域団体の活動に影響を及ぼし、その継続が困難にならないよう、配慮をお願いしたいと考えます。地域団体の活動が今後も円滑に続けられるよう、支援体制の強化や適切な条件の再検討をお願い申し上げます。</p>	<p>これまで、学校体育施設使用の調整や承認が、各学校の裁量と判断によって隨時行われてきた結果、使用調整や情報伝達が既存の団体に偏りがちになりました。学校体育施設を使用される団体が特定の団体に固定化していました。</p> <p>新規の団体が使用を希望しても、統一された窓口やルールがないため、申請方法や団体の要件が分かりにくく、参入の機会が事实上閉ざされてしまう状況となり、学校体育施設を使用したい地域の団体の方々から、新しい団体が参入できない、特定の団体しか使用できず不公平だ、使用のルールを明確にしてほしいとの意見が出ており公平性に課題があると認識しています。</p> <p>学校体育施設開放事業は、本来学校教員の業務ではないことを学校教員の方々が担っておられたうえで成り立っていたことや、光熱水費などが、学校教育費として学校に配当されていた経費から支出されていたことが課題となっておりました。また、こうした経費が学校経費に包含されていたため可視化されることはありませんでした。しかし、こうした状況に限界が生じ、このままの実施方法では、学校体育施設開放事業の継続も危ぶまれる状況となってしまいます。そのため、学校体育施設開放事業としてかかる経費である申請・予約から、使用承認・鍵の開錠・施錠といった一連の業務をシステム上で完結させ、外部に対応窓口をも設け、学校教員の手を介さない仕組み等事業を運営していくための経費の一部を施設を使用される受益者の方々にご負担いただく「受益者負担の原則」に基づき、事業全体を維持していくため導入させていただくことになったものです。</p> <p>小中学校の体育館は、学校生活において、授業や行事など使用頻度が高く、また、災害時には避難所として利用される施設であることから、学校教育上の子どもたちの体育館での活動中の熱中症等の予防と、避難者の方々の体調管理のために、空調設備が整備されました。空調の設置にかかる経費は公費で賄っております。学校体育施設開放事業におきましても、この空調設備を使用させていただこうと実際にかかる電気代等の算出を行いましたところご案内の金額となりました。天井が高く断熱材がない体育館の空間を冷やしたり温めたりするには、相当な热量が必要となります。この金額につきましては、今後料金の改定があれば随時対応してまいります。</p> <p>初年度の団体の使用調整につきましては、現状使用している団体を対象に年間使用希望日をご提出いただき調整会議を行うことになります。学校職員の負担につきましては、先にも記載した通り、団体の施設使用に係る申請や調整、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担うべきではない業務が発生しています。そのため、申請等の事務については、学校を通さずに行う必要があります、そのため、申請や鍵のデジタル化といった新たな運営システムを導入し、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付等への対応にあたる必要があり、そのための経費が発生します。ご指摘の別途の管理者配置か、学校外部の窓口の設置にあたるものと思われます。学校体育施設開放事業は、学校教育の施設を地域に開放いただき、社会教育として学校からお借りして実施しています。学校体育施設開放事業を今後も継続して実施していくために見直しを行うものです。</p>
52	<p>私は小学校PTAの一員であり、毎週実施されているバドミントン活動に参加している保護者です。この活動は、授業終了後にそのまま学校の体育館をお借りして行われており、子どもたちの下校時に迎えに行きつつ、一緒に安心して過ごせる大切な時間もあります。</p> <p>また、現役で子育てをしている親世代にとって、わざわざ時間をあって遠くまで通うことなく、学校という安心・安全な場所で子どもと一緒に心身のリフレッシュができる貴重な機会となっています。</p> <p>しかしながら、来年度より市の方針により、活動時間が大幅に遅くなる・使用料金が発生するという変更があると伺いました。時間が遅くなることで、仕事や家事との両立が難しくなり、また、子どもたちの生活リズムにも悪影響が出かねません。さらに、料金がかかることで、経済的に負担が増し、これまで気軽に参加できていた保護者が参加にくくなることが懸念されます。</p> <p>現状の活動時間帯と今まで通りの活動費での利用を今後も継続していただけるよう、ご再者願います。地域と学校が連携し、子育て世代を支える環境が維持されますよう、心よりお願い申し上げます。</p>	<p>今回学校体育施設の各種取り決め等の見直しを行う際に、児童や生徒の安全面や学校行事、また、近隣住民の皆様へご迷惑とならない時間帯などを考慮し、小学校の開放時間を設定しました。</p> <p>現在ご利用いただいている時間帯は、使用される団体と学校との調整による特別な措置であると認識しています。今回の見直しにあたり、現在使用しておられる団体を排除するものとは考えておりませんが、条例上定めのない時間帯の使用については、教育委員会と学校とが調整の上、検討させていただきたいと考えております。</p> <p>今回の使用料は、単なる収益目的ではなく、事業全体にかかる経費の一部をご利用いただく皆さんにご負担いただく「受益者負担の原則」に基づき、算定しています。</p> <p>学校体育施設開放事業は、本来学校教員の業務ではないことを学校教員の方々が担っておられたうえで成り立っていたことや、光熱水費などが、学校教育費として学校に配当されていた経費から支出されていましたため、こうした経費が可視化されることはありませんでした。しかし、こうした状況に限界が生じ、このままの実施方法では、学校体育施設開放事業の継続も危ぶまれる状況となっています。</p> <p>学校体育施設開放事業は、学校教育の施設を地域に開放いただき、社会教育として学校からお借りして実施しています。使用にあたっては、地域の団体が当該時間帯を占有し使用されることになり、事業運営にかかる経費の一部を受益者の方々にご負担いただき運営に充てることで、事業を継続させていきたいと考えております。</p> <p>使用料の設定は、これらの経費を賄うために必要な最低限の額としております。</p>
53	<p>条例(案)の目的や内容は理解しました</p> <p>当クラブは創部40年を越え、小学校1年生から6年生まで現在約40名が活動し、指導しているスタッフは全員ボランティア(無償)です。そのため、これまでの練習環境の大きな変化は、スポーツを通して成長していく子どもたちにとっては、できるだけ避けたいと思っています。可能な限り現在の練習環境(とりわけ練習時間)に対する最大限の配慮をお願いします。</p> <p>また、使用料(とくに空調)については、せめて義務教育段階(小学生・中学生)の使用団体については、高校生や大人の使用団体との差別化を図って(できれば半額程度に)いただければ、保護者負担の軽減となり、クラブ運営に対する影響を最小限に抑えることができます。</p> <p>ご検討よろしくお願いいたします。</p>	<p>長きにわたり地域でスポーツ活動を継続し、ボランティアスタッフの皆さんのが尽力により子どもたちの成長を支えてこられたことに、敬意を表します。条例(案)の目的をご理解いただいた上で、いただきました練習環境の継続と経済的負担の軽減に関するご要望について、ご回答申し上げます。子どもたちの健全な育成と、活動の安定的な継続は、本市も最優先で考えるべき課題です。今回の見直しは、活動機会そのものが失われるリスクを防ぎ学校体育施設開放事業を今後も継続していくために、慎重な検討を行い、経費の一部を施設を使用される受益者の方々にご負担いただく「受益者負担の原則」に基づき、導入させていただくことになったものです。</p> <p>学校体育施設開放事業は、本来学校教員の業務ではないことを学校教員の方々が担っておられたうえで成り立っていたことや、光熱水費などが、学校教育費として学校に配当されていた経費から支出されていましたことが課題となっておりました。また、こうした経費が学校経費に包含されていましたため可視化されることはありませんでした。しかし、こうした状況に限界が生じ、このままの実施方法では、学校体育施設開放事業の継続も危ぶまれる状況となっています。</p> <p>小学生・中学生の青少年団体が使用される場合の施設使用料については、すでに一般料金の2分の1に減額する措置を講じております。この減額措置をもって、クラブ運営への影響を最小限に抑えたいと考えております。</p> <p>空調使用料については、実費相当額として算出しております。この金額は、空調設備を稼働させた場合の電気代等であり、空調設備導入費用や維持管理費は含んでいません。</p> <p>高校生や大人との差別化を図るための減額も、電気代の実費との乖離が大きくなるため、現時点では困難です。今後、電気代など料金の改定があった場合には、随時対応してまいります。</p>

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
54	<p>数点の質問・要望を申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●使用可能団体の種別について <ul style="list-style-type: none"> ・優先順位の有無。(学校クラブなどが最優先なのか) ●施設使用申請方法について <ul style="list-style-type: none"> ・「翌年度分の年間使用希望日を提出」とあるが、そこで抑えた枠は予約システムを利用しなくてもよいのか。 ・希望日に重なりが生じた場合の選択方法の詳細。 <p>※公平性を出すために、抽選方式が良いのではないかと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間使用希望日分の使用料の支払い方法の詳細。(電子支払システムの有無など) ・年間使用希望日分確定後のキャンセル対応の有無、詳細。 <ul style="list-style-type: none"> ●施設使用料について <ul style="list-style-type: none"> ・体育館使用料のみで用具類の使用料はどうなるのか。 ・冷暖房使用料の見直し <p>各使用団体より多くの要望・意見等あるかと思いますが、私たちは明確なシステム、公平性のある内容を求めております。</p> <p>どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>使用者団体の種別は下記の4区分となり、新たな地域クラブを優先し、その他は同等となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 【新たな地域クラブ】学校部活動の地域連携や地域移行に関する、市教育委員会に認定された団体 【青少年団体】指導者の元で運営されている市内在住・在学の中学生以下の者で構成された団体(使用する学校の校区及び近隣の校区に団体の構成員の半数以上在住・在勤・在学していることを原則とする) 【地域団体】当該学校区に所在する地域団体(PTA、育友会、自治会など)、使用する学校を拠点とし活動している団体で、原則として、使用する学校の校区及び近隣の校区に団体の構成員の半数以上在住・在勤・在学している団体 【一般団体】上記に属さない当該学校区で活動している団体 <p>年間使用希望日で抑えた枠についても、予約システムか窓口で本申請をお願いします。</p> <p>希望日が重複した場合は、年間調整会議でまずは話し合いで、それで決まらない場合は抽選などの方法を考えています。</p> <p>予約申請に係る手続きやキャンセル、返付の基準などにつきましては、今後規則や使用の手引き等を策定しご案内いたします。</p> <p>今回の見直しでは、施設使用料のみの設定であり、社会体育施設では有料としている用具等の貸し出しについては、学校体育施設では引き続き無料でお使いいただこうとしています。</p> <p>小中学校の体育館は、学校生活において、授業や行事など使用頻度が高く、また、災害時には避難所として利用される施設であることから、学校教育上の子どもたちの体育館での活動中の熱中症等の予防と、避難者の方々の体調管理のために、空調設備が整備されました。学校体育施設開放事業においても、この空調設備を使用させていただこうと実際にかかる電気代等の算出を行いましたところご案内の金額となりました。この金額につきましては、今後料金改定があれば随時対応してまいります。</p>
55	<p>小学校運動場を使用の団体です。</p> <p>②何故運動場の半面仕様を認めず、全面使用のみなのか。今まで他のスポーツクラブと半々で使用し何の問題もなかった。また、説明会時の内容を勝って変更するのか。1団体全面使用だと、単純に考えても半減します。「生駒市が推進する地域住民の方が気軽にスポーツ活動を行う」主旨から逆行するものである。</p> <p>③勝ってにきめた全面使用の全額なのか。何の説明もしない。自民党及び伊東市長と同じか。</p> <p>④施設使用申請は早いものの勝ちなのか。今までだと早いものの勝ちではなかった。他のスポーツクラブと連絡して午前と午後を変更したり平面使用をしたりして問題なく行ってきた。</p> <p>※たった1回の説明会で学校体育施設利用団体の把握ができるんですか。</p> <p>※運動場の使用可能か誰がいつ決めるのか。その都度スポーツ振興課に問い合わせをするのか。</p> <p>※使用料、支払方法、期間、返金の場合の詳細不明</p> <p>※各小学校单位で考えるべきである。生駒市全体で考えると今より不公平になる。</p>	<p>当初案から「全面使用のみ」に変更した理由は、学校体育施設は、社会体育施設のように、建設当初からコートの面数を想定し設計しているのではないため、再度各学校の体育館や運動場の競技別のコート配置などを調査した結果、学校ごとに異なる面積であっても競技が行えるコート数に大きな違いがないため、同時に利用できる団体数は異ならないため同一といたしました。</p> <p>今までも、競技内容や使途により複数の団体間に調整され使用されていたケースも把握しております。今回の見直しにより、これらを排除するものではありません。ただし、実際に使用されない団体の名義で使用申請をされることは認められません。パブリックコメントでお示しした使用料は、説明会での半面使用料金で全面を使用いただくことになっております。7月16日に開催いたしました団体説明会でいただいたご意見を元に変更した点につきまして、理由を付し、説明会参加団体各位宛に9月1日付で資料を郵送しておりますので、併せてご確認いただければと思います。</p> <p>条例では、事業の大枠を定めることとなり、予約のシステムや、支払方法、キャンセルや返付の規程等につきましては、今回のパブリックコメントでも様々なご意見をいただいており、今後、いただいたご意見や社会体育施設の例を参考に、規則や使用の手引き等を作成しご案内することとなります。</p> <p>従来から、学校体育施設を使用したい地域の団体の方々から、新しい団体が参入できなく、特定の団体しか使用できず不公平だ、使用のルールを明確にしてほしいとの、意見をいただきました。市としての統一ルールを設けることで、公平な事業運営をめざしたいと考えております。</p>
56	<p>当クラブは、1975年に創立以来、2つの小学校グラウンドを主な活動拠点としてまいりました。これまでに1,000人を超卒業生を送り出し、現在も150人を超メンバーで毎週日曜日に練習を行っています。当クラブは、生駒市の小中学生にスポーツができる環境を提供することに大きな貢献を果たしてきたと自負しています。</p> <p>さて、当クラブの活動は、年間活動計画をもとに各校と相談し、優先的にグラウンドの割り当てをいただいたことに支えられてきました。しかし、市運動施設のように2か月前予約・抽選などの規定が条例に盛り込まれると、クラブの活動の計画的、安定的な運営が難しくなると危惧します。小中学校のグラウンドは、市運動施設と異なる方法を取り入れ、児童を中心とし、規模が大きく、実績が豊富な団体には、優先的に活動場所として提供されるよう希望します。</p> <p>当クラブの中学校部では、中学校活動の地域移行を見据えて、生駒市が進める「新たな地域クラブ」活動にも参画しています。新たな地域クラブは、月2回しか行われませんが、当クラブの中学校部は、一般的な中学校の部活動にも劣らない3日以上の活動を行っています。活動は、当クラブの小学校部と狭いグラウンドを分け合ったり、航空自衛隊奈良基地、帝塚山大学、大阪府の中学校や高校のグラウンドを借りての各校の部との合同練習など、工夫を凝らしながら行っていますが、練習場所の確保には苦労しています。生駒市が中学校活動の地域移行を進めるなかで、当クラブ中学校部もその流れに沿って固定的な中学校グラウンドの利用の実現などさらなるサポートをお願いします。</p>	<p>長きにわたる青少年健全育成へのご貢献に敬意を表します。</p> <p>練習場所の確保につきましてのご苦労も承知いたしました。</p> <p>本市では、多くの団体の方々が、それぞれに信念を持ち、活発に活動されておられます。</p> <p>この限られた学校体育施設の使用機会につきましては、より多くの市民の皆さまで公平に分から合うことが、重要だと考えています。</p> <p>今回の見直しにおきまして、年間活動計画に基づいた予約・調整の仕組みを整えて、これまで慣習や裁量によって生じていた 使用の偏りや不公平感を解消することも一つの目的です。</p> <p>特定の団体の方に対して、抽選や使用回数制限の対象外を適用することは、施設を使用したいと考える他の多くの地域団体(特に新規団体)にとって不公平となります。したがって、貴クラブのような規模や実績が豊富な団体であっても、年間を通じて同じ使用回数制限や、競合時の抽選ルールは、他のすべての団体と同じように適用されます。学校体育施設開放事業を今後も継続していくためにも、公平性を確保することが重要であり、地域全体のスポーツ振興と、すべての子どもたちに開かれた環境を維持するために不可欠な措置であるとご理解いただきたく存じます。</p>
57	<p>条例制定の趣旨については賛同します。</p> <p>私から一点再考を要望します。</p> <p>体育館の冷暖房使用料については、現在市民体育館及び総合公園体育館の冷房使用料は、1時間約1,100円です。今回提示された冷暖房費は、1時間2,200円と2倍であり、使用料の引き下げを要望します。</p>	<p>条例制定の趣旨にご賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>小中学校の体育館は、学校生活において、授業や行事など使用頻度が高く、また、災害時には避難所として利用される施設であることから、学校教育上の子どもたちの体育館での活動中の熱中症等の予防と、避難者の方々の体調管理のために、空調設備が整備されました。学校体育施設開放事業においても、この空調設備を使用させていただこうと実際にかかる電気代等の算出を行いましたところご案内の金額となりました。この金額につきましては、今後料金の改定があれば随時対応してまいります。ご指摘の市民体育館及び総合公園体育館に設置しておりますのは、スポットクーラーで、今回学校体育館に設置されたのは空調設備とは、台数も性能も異なりますことから実際にかかる経費も異なっておりますことご理解をお願いいたします。</p>

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
58	<p>いつも小学校の体育館を利用させていただきありがとうございます。質問と意見をまとめてお伝えさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●専用のアプリなどで予約やキャンセル、変更、支払いなどもできるようお願いしたいです。 ●キャンセル待ち(通知)の機能があると嬉しいです。 ●現在小学校に提出している利用許可証はこれからも提出が必要ですか？ ●小学校体育館で現在使わせて頂いている、スポットエアコンや扇風機は引き続き利用できますか？ ●年間利用施設の料金の納付は年払い、月払い、その都度など、決まっていますか？ ●年間利用施設の料金を前納する場合、試合等で利用しなかった際は返金頂けると助かります。電子錠を使用する事で利用分のみお支払いすることが可能になればしいです。 ●年間利用施設の予約の窓口とは生駒市のスポーツ施設ですか？はばたきなどの窓口も利用できますか？ ●年間利用施設以外の施設も予約できますか？ ●利用したことのない施設をお借りする事が可能でしたら、鍵や利用方法、駐車や近隣住人への配慮など、施設毎にルールが分かるものがあると助かります。 ●予約方法について、奈良市のスポーツ施設の抽選予約は、2か月前に1か月分まとめて抽選している自治体があるとお聞きしました。(奈良市)何度も通う必要がなく便利とお聞きしています。生駒市でもご検討いただけますか？ ●行事などで体育館を利用できない際の告知を、2か月前にお願いしたいです。スポーツ施設の予約は2か月前の為です。 ●エアコン使用料は2,200円/1hとあります生駒市のスポーツ施設と比べてもかなり高額かと思います。子供たちの熱中症対策として有料で利用させて頂きたいと思っておりますが、ここまで高額だと部費を大幅に上げざるを得ません。暑さを我慢してエアコンを利用しない事は不要な事故にもつながります。团体割引や、クーラダウン部屋をお借りできる、などのご検討をお願いします。お支払いをする上でなぜこの金額の設定になったのかを理解したいと思います。公開で結構ですので、ご教示頂けると幸いです。 <p>どうぞよろしくお願い致します。</p>	<p>システムの仕様につきましては、今後、使用の手引き等でご案内を予定しております。</p> <p>今回の見直しで、使用に際して学校を介さない仕組みとなります。使用にかかる手続きにつきましても、今後、詳細をまとめご案内いたします。</p> <p>現行の学校体育施設開放事業においても、競技備品以外の学校備品の貸し出しについて規定しているものではなく、教育委員会として認可するものではありませんことご承知おきください。</p> <p>使用料の納付方法、キャンセル、還付の基準等につきまして、今回のパブリックコメントで様々なご意見をいただいています。今後、いただいたご意見や社会体育施設の例も参考に、事務の流れを整理し、規則や使用的手引き等にまとめ、ご案内いたします。</p> <p>1つの団体が、複数の学校体育施設をご使用されるることは、団体使用機会の均等の観点から想定しておりません。</p> <p>学校体育施設開放事業は、学校教育の施設を地域に開放いただき、社会教育としてお借りしているものです。そのため、学校行事等学校の都合により、団体の使用を急遽お断りすることもあります。そうした場合の対応につきましても、今後ご案内してまいります。</p> <p>小中学校の体育館は、学校生活において、授業や行事など使用頻度が高く、また、災害時には避難所として利用される施設であることから、学校教育上の子どもたちの体育館での活動中の熱中症等の予防と、避難者の方々の体調管理のために、空調設備が整備されました。学校体育施設開放事業においても、この空調設備を使用させていただこうと実際にかかる電気代等の算出を行いましたところご案内の金額となりました。この金額につきましては、今後料金の改定があれば隨時対応してまいります。</p>

「(仮称)生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例」の制定に伴うパブリックコメントご意見及び教育委員会の考え方

No.	ご意見（※）	教育委員会の考え方
59	<p>○小学校体育館にて週3回、約40年間使用させて頂いています。 水=17:00～19:00 土=9:00～12:00 日=14:00～18:00</p> <p>◎施設使用料の件</p> <p>小字化のうえ連盟加入費、試合参加費などは年々増加している中、この上の経済的負担は青小年育成また競技人口の減少につながります。施設使用料及び冷暖房使用料の負担は厳しい状況となります。どうか再考を節にお願いします。</p>	<p>長きにわたるご活動に敬意を表します。使用料の設定の目的は、単なる収益確保ではなく、事業にかかる経費の一部を受益者(利用者)の皆さんにご負担いただくという「受益者負担の原則」に基づいています。現状、学校体育施設開放事業で使用される光熱水費が、学校教育に必要な経費として予算化されている経費から支出されたり、使用に係る申請や調整、問い合わせ対応、鍵の受け渡しなど、本来学校教員が担うべきではない業務を学校教員の善意により担っていただいている、学校職員の働き方改革としても改善が求められています。学校体育施設開放事業は、学校教育ではなく、社会教育として、学校教育の施設をお貸しいただいて実施しているもので、申請等の事務については、学校を通さずに行う必要があります。そのため、申請や鍵のデジタル化といった新たな運営システムを導入し、窓口を外部に設け、問い合わせ対応や、使用調整、申請の受付等への対応にあたる必要があります。これらの光熱水費や人件費は、今まで学校教育にかかる経費の中に混在し、可視化されることはありませんでした。しかし、これらの負担が大きくなり、このままでは、学校施設をお貸しいただくことが難しくなる可能性も出てきました。そのために、慎重な検討を行い、受益者の皆さんに一部をご負担いただき、事業を継続して実施していきたいと考えています。青少年団体については、一般使用料の半額とさせていただいております。</p>
60	<p>説明会の内容では、各学校施設とも全面使用、半面使用を設定します。競技種目の内容により全面使用のみの設定を行う場合があると書かれておりましたが変更後の内容を見ますと各学校施設とも全面使用のみの設定とします。となっていました。全面使用のみとなりますと今まで小学校の体育館では2つのグループが同時間帯で半面づつ使用させてもらっているのですが今まで通り半面づつ使用させてもらうことができませんでしょうか</p>	<p>施設の使用申請を他の団体名義で行うことは認められませんが、今まで、競技内容や使途により複数の団体で調整し使用されていたケースも把握しております。今回の見直しにより、これらを排除するものではありません。</p>

(※) いただいたご意見につきましては、原則原文のままとさせていただきましたが、団体等が識別できる情報につきましては、一部削除させていただいております。